

# 電話リレーサービス制度化に向けた提言

一般財団法人全日本ろうあ連盟  
電話リレーサービス制度化検討委員会  
電話リレーサービス法制化ワーキンググループ

2019年4月1日

## 目 次

1. はじめに	1
(1) 「電話バリア」の解消で一億総活躍社会を実現へ	1
(2) 他の代替手段では補えない「電話」通信サービス	3
2. 電話リレーサービスの状況について	4
(1) 国内外の電話リレーサービスの実施状況	4
① 海外における状況	4
② 日本における状況	5
(2) 電話リレーサービスに必要な仕組み	7
3. 電気通信事業法による電話リレーサービスの必要性について	9
(1) 法令の紹介	9
① 障害者権利条約	9
② 障害者基本法	9
③ 電気通信事業法	10
④ 電波法	10
⑤ ADA法等	10
(2) 電気通信事業法の課題	10
① 基礎的環境整備の必要性	10
② 厚生労働省実施電話リレーサービスの位置づけ	11
4. 電気通信事業法施行規則第14条の改正について	12
(1) 法律の改正	12
(2) 改正による効果	13
5. 国による電話リレーサービス提供の枠組みについて	14
6. 終わりに	15

参考資料	20
(1) 関係法規	20
① 障害者権利条約	20
② 障害者基本法	20
③ 障害者差別解消法	21
④ 電気通信事業法	22
⑤ 電気通信事業法施行規則	23
⑥ 電波法	23
(2) 参考文献 目次	25
① 「高齢者・障害者に考慮した電気通信アクセシビリティガイドライン」	26
② 米国電気通信法第47編「テレコミュニケーションサービス(225条)」(英語版)	34
③ 1990年障がいのあるアメリカ人法225条(2008年改正)(和訳)	39
④ 欧州アクセシビリティ法案(英語版)	45
⑤ 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法	49
⑥ 第4次障害者基本計画(平成30年3月)	61
⑦ 平成30年度版障害者白書(抜粋)	65
⑧ 国際パラリンピック委員会「アクセシビリティガイドライン」	69

## 1. はじめに

本提言は、聞こえない・聞こえにくい人と聞こえる人を、オペレーターが “手話言語や文字” と “音声” を通訳することにより、電話で即時双方向につながりサービス「電話リレーサービス」の制度化を目指し、学識者・弁護士・事業者などで構成された「一般財団法人全日本ろうあ連盟 電話リレーサービス制度化検討委員会 電話リレーサービス法制化ワーキンググループ」にて、電話リレーサービス関連法律の見直しや位置づけの検討した結果をまとめたものです。

### (1) 「電話バリア」の解消により一億総活躍社会を実現へ

安倍首相が提言している「一億総活躍社会」は次のように定義されています。（首相官邸Webサイト<<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/index.html>>より抜粋）

- ・ 若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会
- ・ 一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会
- ・ 強い経済の実現に向けた取組を通じて得られる成長の果実によって、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが更に経済を強くするという『成長と分配の好循環』を生み出していく新たな経済社会システム

一人ひとりが地域や職場などで円滑なコミュニケーションを行うためには、電話は必要不可欠な公共インフラです。しかし、現在の電話は音声言語の利用が前提となっており、聞こえない・聞こえにくいなどの理由により音声言語を利用できない人にとっては「電話のバリア」が存在します。この「電話のバリア」によって、次のような問題が生じます。

- ・ 緊急連絡ができない。（救命救急、急なキャンセルなど）
- ・ リアルタイムで会話ができない。（対話が必要な時など）

上記のように、聞こえない・聞こえにくい人が生活上、コミュニケーションが十分にできず、必要な情報が得られないため、命さえも落としてしまうケースが度々ありました。また、地域や職場で電話による双方向のコミュニケーションに制限が生じます。このため、生活の質を落としたり、活躍の場が制限されたりして、結果として、生涯にわたり大きな経済格差が生じています。また、聞こえない・聞こえにくい人が電話をスムーズに利用することができないことによる家族や周囲の社会的損失、電話代行などの負担も看過できません。

現在、日本における聴覚障害認定者数は約36万人で、その中、手話言語を主な使用言語とする人は約6万人おり、さらに聞こえにくい人の推定人口は約1,600万人であると言われていています。また、日本社会の高齢化がさらに進行する中で、聞こえが悪くなる高齢者が増えており、音声電話が出来なくなる人はさらに増えることが予想されます。図1-1は国立長寿医療センターの老化に関する長期縦断疫学研究のデータに基づく各年齢層で聞こえにくく人の数を示したグラフです。このグラフから分かるように、60歳以降、その数は指数的に増加し、80歳以上の人では80%以上が聞こえに難があるとされています。

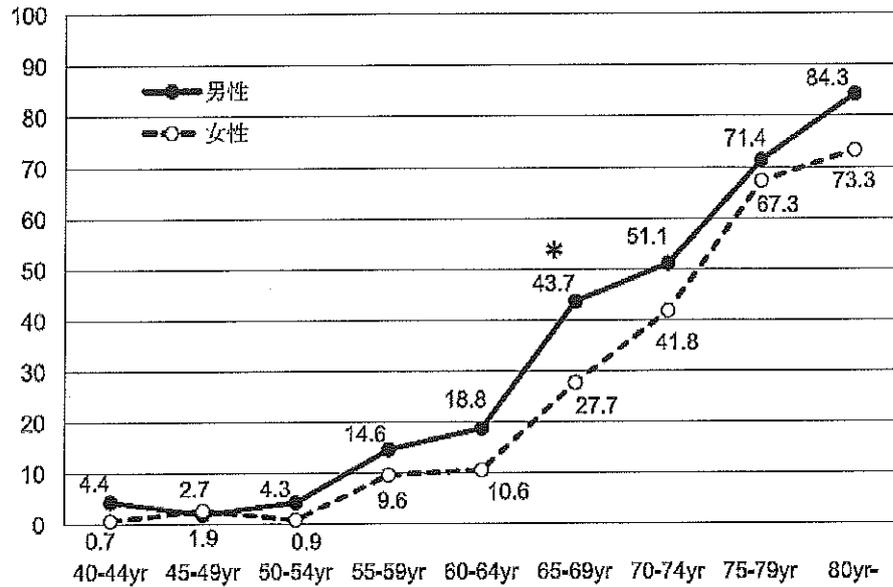


図1-1 年齢と難聴との関係 (日本老年医学会雑誌49:2012)

その上、日本は超高齢化社会と呼ばれ、今や65歳以上の方が、人口の30%近くを占めることが知られており、その内の多くが、聞こえにくい人だと考えられます。

このように、聞こえない・聞こえにくい人が社会に参加できない状況は、一億総活躍社会の理念（包括社会、生きがい、成長と分配の好循環）に反しています。

「一億総活躍社会」を確実に実現するためには、「電話のバリア」をなくすことが必要であり、音声言語の代替手段として、手話言語または文字を使用してオペレーターが会話を中継することで、電話の掛け先とリアルタイムでコミュニケーションができるようになる「電話リレーサービス」が必要不可欠なサービスです。この「電話リレーサービス」を公的サービスとするためのスキームを構築することは喫緊の課題です。

## (2) 他の代替手段では補えない「電話」通信サービス

電話という通信サービスの特徴を改めて整理してみると、以下のとおりとなります。

- ・ 24 時間・365 日、いつでもどこでも安定して利用できる
- ・ 世界のどこでも、同じように容易に利用できる
- ・ 電話番号がわかれば世界の誰とでも話ができ、緊急通報にも利用できる
- ・ 自分にとって自然なコミュニケーション手段で利用できる
- ・ 適正なコストで利用できる
- ・ 即時性、双方向性が確保されている

電話の利用が困難もしくは不可能である聞こえない人・聞こえにくい人にとって、上にあげた特徴をすべて兼ね備えた通信サービスはほとんどありません。聞こえない人・聞こえにくい人の利用が多いと思われる通信サービスとして、FAX・メール・チャットアプリ・動画通信アプリが挙げられますが、いずれも通信可能な相手が電話と比較して著しく限定されており、今後も改善の見通しはたっていない。また、例えば、

- ・ FAX：電子化・即時性・双方向性が確保されておらず、通信できる相手が限られる
- ・ メール：即時性・双方向性が確保されておらず、通信できる相手が限られる

などの問題もあり、電話の代替手段としては不十分と言わざるを得ない状況です。従って、電話という通信サービスを聞こえない人・聞こえにくい人でも利用できるようにして、電話がもたらす利便性を確保するというアプローチが現状では最良のアプローチです。電話という通信サービスを聞こえない人・聞こえにくい人でも利用できるようにするには、電話が元来、音声を基にしたサービスになっていること、また、手話言語を必要とする聞こえない人々のニーズにも配慮すべきであることから、

- ・ 手話言語 ⇔ 音声
- ・ 文字 ⇔ 音声

のメディア変換が必要になります。

現在、音声認識・手話認識などのAI技術の進歩が著しく、こうした技術を適用することで聞こえない人・聞こえにくい人の電話サービスへのアクセスを可能にできるだろうとする考えも出てきています。しかし、手話の自動認識については、指文字や単語レベルでの認識がなんとか可能になりつつあるのが現状であり、実用化にはなお程遠いことが指摘されています。また、音声認識技術については近年急速に性能が向上していることは確かですが、信頼するに足る認識精度を電話を介在して達成できるかどうかは不透明であり、この点は電話会社の開発者たち自身が「認識精度の向上も大きな課題」であり、「実用レベルとは言い難い」ということを公に認めており（『音声テキスト化による新たな通話コミュニケーション支援』信学会論 2018:8）、100%自動化できる見通しはありません。この点に関して、世界ろう連盟（WFD）と国際難聴者連盟（IFHOH）が共同声明（<https://www.ifhoh.org/>）を発表し、「音声認識技術単独による電話リレーサービスは時期尚早である」と強調しています。

従って、手話通訳者・文字通訳者をオペレーター（海外では Communication Assistant と呼ばれる）が介在して手話と音声、文字と音声のメディア変換を担わせる電話リレーサービスが、聞こえない人々の電話サービスへのアクセスを可能にするための唯一の手段と言えます。

なお、国際連合で世界の電話通信を司る国際電気通信連合（ITU）の電話リレーサービスに関する国際標準勧告「ITU-T Rec. F.930: Multimedia telecommunication relay services」においては、電話リレーサービスが上記にあげたような一般の音声電話と同等の特徴を満たさねばならないことを”functional equivalency”（機能的等価）として明確に定義・記述しています。

## 2. 電話リレーサービスの状況について

### (1) 国内外の電話リレーサービスの実施状況

#### ① 海外における状況

海外において、聞こえない人・聞こえにくい人が無料で24時間365日、電話リレーサービスを利用できる国は下図のとおりとなっています。

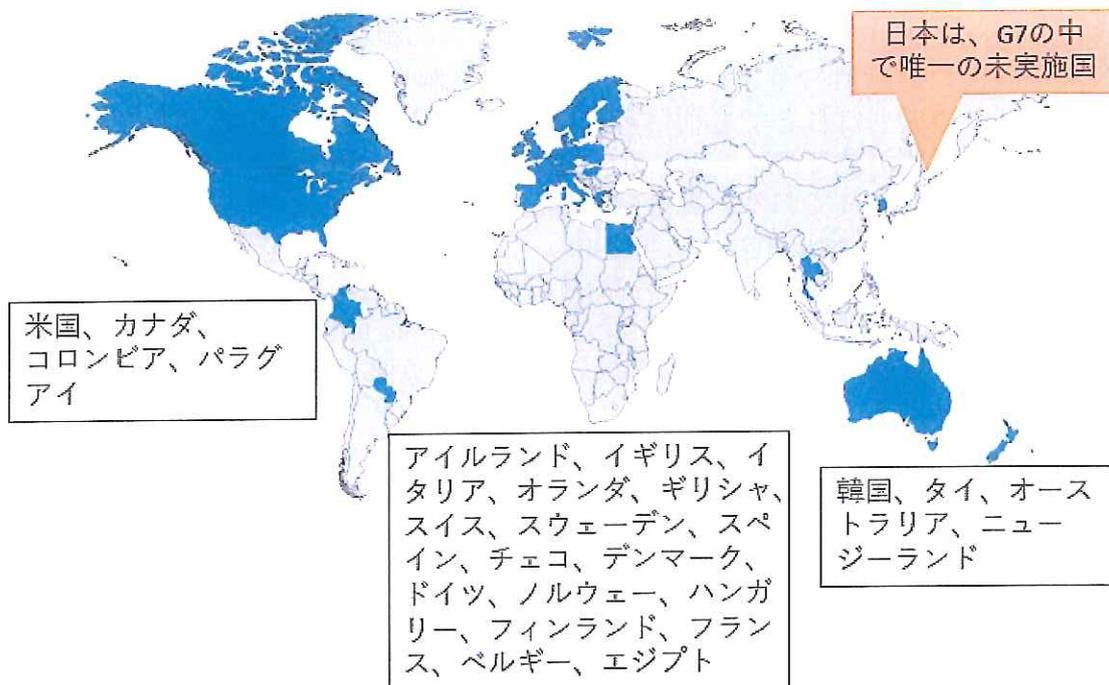


図 2-1 世界における電話リレーサービスの実施状況

上の図のとおり、公的な電話リレーサービスを実施している国は20か国以上にのぼります。その中で特筆すべき国として米国・韓国・カナダについて述べます。

まず、米国は、1960年代に世界で最初に電話リレーサービスを開始しました。サービス開始当初は、TDD (Telecommunication Device for the Deaf) と呼ばれる文字通信端末を利用した文字リレーサービスのみでした。しかし、その後の技術の進歩などもあり、現在では、

- ・テレビ電話を用いて手話言語で利用するビデオリレーサービス
- ・発声可能な聞こえない人が利用する字幕表示電話 (Captioned telephone) サービス
- ・TDD や WWW チャットを用いる文字リレーサービス

など、多様なサービスが提供されています。その利用状況ですが、以下の表 2-1 のとおりとなります (<http://www.rolkaloube.com/trs/forms-reports/> 2018年12月のデータ)。

表 2-1 米国における各種電話リレーサービスの利用状況

サービス	総利用時間（時間）
TDD や WWW チャットによる文字リレーサービス	約 1 万 1 千時間
ビデオリレーサービス	約 19 万 3 千時間
字幕表示電話	約 71 万 2 千時間

表 2-1 の利用状況を見ると、手話言語を第一言語とする利用者にとってはビデオリレーサービスが、中途失聴者や高齢による難聴者など発声可能な利用者にとっては字幕表示電話が、それぞれ最もニーズに合致していることを示しています。とはいえ、手話言語も使えず発声もできない利用者のニーズも決して無視してはなりません。

米国においては 1990 年に発効した「障害を持つ米国人のための法律」(Americans with disabilities Act: ADA) において電話リレーサービスの提供義務が明確に規定され、通信料金（公衆電話網の通話料やインターネットへの接続料など）以外の自己負担は一切なく、24 時間・365 日いつでもだれとでも利用可能な環境が実現しています。サービス運営のための資金は、通信事業者が全てのユーザーから毎月少額ずつ徴収する「ユニバーサルサービス料」などによりまかなわれており、資金の管理は FCC (Federal Communications Commission; 連邦通信委員会) が行っています。

次に、日本の隣の韓国ですが、2005 年 11 月に韓国情報化振興院 (National Information Society Agency; NIA) が国からの予算を受けてサービス提供を開始しました。韓国では、米国の状況を踏まえてサービス内容を検討してきたことから、サービス開始当初から、

- ・ビデオリレーサービス
- ・文字リレーサービス

などが 24 時間 365 日無料で利用可能となっています。数年前からスマートフォンの専用アプリが提供され使い勝手が向上したこともあり、利用数は年々増加しており、2017 年は 73 万件の利用がありました。

また、カナダについては、文字による電話リレーサービスは 1980 年代から制度化され、実施されてきました。近年、カナダの放送・通信業界を規制監督する機関であるラジオテレビ通信委員会 (Canadian Radio-television and Telecommunications commission; CRTC) が手話を母語とする聞こえない人・聞こえにくい人たちの必要性を認識し検討を進めた結果、2016 年から手話によるビデオリレーサービスが開始され、現在は 24 時間 365 日無料で利用可能となっています。カナダにおいて特記すべきこととして、CRTC の管轄のもと、当事者団体・通訳者団体・通信業界などの代表者による独立した管理組織を設け、三年ごとにサービスの見直しを行うことでサービスの質の維持向上をはかっていることがあげられます。

その他、タイにおいては 2011 年にサービス提供が開始され、米国・韓国同様に文字リレーサービスやビデオリレーサービスなどが提供されています。その中でも興味深いものとして、KIOSK と呼ばれる端末が駅など全国の公共の場所に設置されており、この端末を利用したビデオリレーサービスが無料で提供されているということです。

また、南米のコロンビアやパラグアイ・中東のエジプト・アジアのモンゴルなど日本と比較して経済的には発展途上国といえる国においても電話リレーサービスの提供が始まっており、世界的な広がりを見せています。

## ② 日本における状況

日本においては、2000 年代に入り、様々な民間企業が電話リレーサービスを提供してきましたが、採算性の問題などによりほとんどがサービス開始から数年でサービス提供中止に追

い込まれています。そうした中で、プラスヴォイス社は2004年から現在までサービス提供を続けています。サービス提供時間は年中無休ですが朝8時から夜9時までで夜間の提供はなく、また聞こえない人・聞こえにくい人からの発信のみサポートしている等、一般の電話と比較して制限があります。サービス利用料金も一回あたり324円（使い放題契約は月5040円）などとなり、一般の電話料金（NTTのひかり電話の場合全国均一で3分8円）と比較してかなり高くなっています。このような要因もあり、なかなか利用者が増えない状況が長く続いてきました。

2011年3月に発生した東日本大震災をきっかけに、日本財団が2013年9月に開始した電話リレーサービス・モデルプロジェクトでは、電話リレーサービスの利用料を日本財団が負担することにより、聞こえない人・聞こえにくい人が無料で利用できるようになっていました。2018年11月現在で、登録人数8300人・月間25,000回以上の利用があり、日本における電話リレーサービスの有用性を裏付けるものとなっています。日本財団から委託を受けて電話リレーサービスを提供しているのは民間3業者、聴覚障害者情報提供施設12団体となっています。

日本で提供されている電話リレーサービスを、一般の音声電話と比較した場合、以下の表2-2に示すとおり多くの制約がある状況です。

表2-2 日本の電話リレーサービスの主な制約

音声電話	日本の電話リレーサービス
24時間・365日 安定して利用可能	夜間にサービス提供している業者は皆無。また、情報提供施設では定休日がある。
適切なコストで利用できる（3分8円～）	一回324円～／使い放題月5400円 ※日本財団のサービスを利用すれば 無料だがいつまで続くか不透明
電話番号がわかれば世界の誰とでも相互に通話可能	現状では、緊急通報（110番・119番・118番）など通話できない番号がある。また、聞こえない人・聞こえにくい人への着信も困難。
世界のどこでも、同じように容易に使える	一般に、PCやスマートフォンにソフトやアプリをインストールして利用する形であり、高齢者には特にハードルが高い。

表2-2にあげるこうした制約をなくし、聞こえない・聞こえにくい人の通信サービスに於いて聴こえる人との機能的等価性を保障し、米国など各国で提供されているものと同等の電話リレーサービスを日本で提供していくためには、民間の努力だけでは限界があることは明らかであり、国の主導のもと、公的な制度としての電話リレーサービスを一日も早く開始することが望まれます。

## (2) 電話リレーサービスに必要な仕組み

電話リレーサービスの利用者を想定すると

- ・ 音声がかえらない人
- ・ 音声がかえにくい人
- ・ 音声を発することができない人

があげられます。

上で述べたように、現在、日本において聴覚障害の認定者は約 36 万人、その中で手話言語を主な使用言語とする人は約 6 万人、聞こえにくい人の推定人口は約 1,600 万人とされています。超高齢化がさらに進行する中で難聴になる高齢者が増えており、非常に近い将来、音声電話が出来なくなる人はさらに増えることが予想されます。



図 2-2 日本財団電話リレーサービスインターフェイス

現在、日本財団が行う「日本財団電話リレーサービス・モデルプロジェクト」では 2018 年 12 月現在、8,600 名の登録利用者で、1 ヶ月あたり 25,000 コールを越える利用実績が示されています。

このモデルプロジェクトは、手話言語によるビデオ通話と文字のチャットによる方式を聞こえない人・聞こえにくい人が自由に選択し利用することができるように提供されています。

米国では、1990 年に制定された「障害を持つアメリカ人法 (ADA 法)」に伴い TDD を用いた文字リレーサービスによる電話リレーサービスが提供され、24 時間・365 日いつでも無料で利用できる環境が実現していました。

文字リレーサービスとは、聞こえない人・聞こえにくい人が文字で電話リレーサービスセンターのオペレーターと繋がり、オペレーターが音声通話で代わりに聞こえる人に通話を伝達するサービスです。アナログ電話回線の時代は特にテキストでの送受信のみが可能だったため、音声でのやりとりができない人はこのように文字を利用していました。



図 2-3 文字リレーサービスの概念図

その後、技術が進化し、通信の高速化や IP 電話が台頭してきたことで映像の送受信が可能になりました。さらに近年では通信速度の高速化に伴い、よりスムーズな映像伝達環境が整ってきたことを受け、映像によるビデオリレーサービス (Video Relay Service; VRS) が米国を初め諸外国で普及し始めています。2016 年からカナダでは全国規模で VRS が開始され、2018 年 1 月からスイス、10 月からフランスでも開始されています。



図 2-4 ビデオリレーサービスの概念図

VRSが開始された背景には、ブロードバンド環境が整ったことだけでは無く、ビデオ通話が利用可能な通信端末機器の普及があげられます。加えて手話ができない人でも画面を通して筆談等でオペレーターを通じてリアルタイムにコミュニケーションをしたり、音声に加えて口元や表情を読み取る非言語的（ノンバーバル）な方法でオペレーターに伝えることが出来るのも大きな利点です。このことから現代においてテレビ電話などのビデオが利用可能な通信端末機器は紛れもなく万人にとって重要な通信手段の一つと言えます。

この意味でVRSの利用が想定される人は、手話ができる人だけでなく、すべての聞こえが困難な人や話せない人が該当します。一方で文字チャット機能を用いた通訳は、筆談よりもキー入力の方が早く意思を伝えられる人も多いことから、手話言語を用いない人にとっては重要な手段でもあります。

電話リレーサービスに求められる仕組みには、「手話」と「文字」によるリアルタイムな通信手段であることが必須であり、状況に応じて利用者が選択出来る仕組みが必要です。更に、この電話リレーサービスは電話を受ける側への周知・啓発が必要であり、すべての国民が電話リレーサービスについて知ることが重要です。

2018年10月20日、長野県の穂高岳で聞こえない人3人の登山グループが遭難に遭い、スマートフォンから日本財団の電話リレーサービスにビデオ通話での救助要請の通報が入りました。緊急の状況であることは画面を通じて把握できたものの通信の環境が良くないために、その後はテキストでの交信に切り替えて、警察への電話リレーサービスが行われました。しかしながらオペレーターの問いかけに対する聞こえない人側からの返信は、現地が厳寒であったため、キー入力が困難で短文・散発的な単語のやり取りに頼らざるを得ず、状況を把握するまでに数時間を要し、救助が遅れ残念ながら1名がなくなる事態となりました。しかしながら、幸いな事に、残りの2名の方は無事救出されました。

もし映像と手話での通話がもっと続けられていたら、もっと早く状況を把握し、救助に向けたかもしれません。この状況が示す通り、映像を用いたコミュニケーションがスムーズで、よりリアルタイムなものであること、キー入力が困難な状況においても、映像によるリレーサービスは手話を言語とする人またそれ以外の人にとっても、緊急時はもとより平時でも素早いコミュニケーションを実現するものであることを証明しています。

また聞こえる人から聞こえない人・聞こえにくい人に電話をかけられることも電話ネットワークをすべての国民が平等に利用する上で不可欠な機能です。

表 2-3 特性に合わせた利用想定

	VRS (Video Relay Service)	文字リレーサービス
聞こえない人 (手話言語を利用する人)	◎ オペレーターと手話通話	○ キー入力 (日本語でキー入力ができる人)
聞こえにくい人 (難聴者・中途失聴者)	○ オペレーターと遠隔筆談	◎ キー入力
音声を発することができない人	○ オペレーターと遠隔筆談	◎ キー入力

注：手話言語を利用する人の中には、日本語の読み書きが苦手な人もいます。

### 3. 電気通信事業法による電話リレーサービスの必要性について

#### (1) 法令の紹介

##### ① 障害者権利条約

障害者権利条約（以下、「権利条約」といいます。）には、電話リレーサービスに関して着目すべき重要な規定があります。第9条及び第21条です。

第9条は、締約国は、障害のある人が、「情報、通信その他のサービス（電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。）」を「利用する機会を有することを確保するための適切な措置をとる」べきことを定めています。

電話リレーサービスは、聞こえない人・聞こえにくい人と聞こえる人との間の「通信その他のサービス」にあたります。

権利条約に署名、批准している日本は、電話リレーサービスを確保するための適切な措置を取らなければなりません。ここで第9条が、このような措置を取るべき目的について「障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすること」を掲げ、サービスの利用の機会につき、「他の者との平等を基礎」とすべきことを定めていることを特に強く指摘したいところです（1項本文）。

電話リレーサービスがあってはじめて、聞こえない人・聞こえにくい人は、聞こえる人と同じように電話による会話、意思疎通が可能となり、生活のあらゆる場面に完全に参加することができるようになるのです。

また、電話リレーサービスは、音声情報を得られない聞こえない人・聞こえにくい人が、通信を通して、他者との意思疎通、意見交換や情報取得をすることを可能とします。例えば、聞こえる人は電話で官公庁や会社等に問い合わせる必要な情報を得られますが、聞こえない人・聞こえにくい人は電話リレーサービスがないと得られる情報は非常に少なくなります。

権利条約第21条は、「表現及び意見の自由」を保障し、その自由には「他の者との平等を基礎として情報及び考えを求め、受け、及び伝える自由」を含むと規定しています。

ここで、「意思疎通」につき、権利条約は「音声」はあくまでも意思疎通の一手段であり、他の方法として、「言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア」などを挙げていること、「言語」に「音声言語」だけでなく「手話」その他「非音声言語」も含むとしていることを特に指摘したいと思います（2条第一文、第二文）。電話リレーサービスはまさに意思疎通そのものというべきです。

権利条約第9条、21条より、日本は電話リレーサービスの利用を可能とするための措置を取らなければなりません。

##### ② 障害者基本法

日本では、権利条約を受けて、国内で障害者基本法（以下、「基本法」といいます。）を改正しました。

その基本法からも、電話リレーサービスの利用を可能とするための措置を日本がとらなければならないことは明らかです。

基本法では、「国」は、「障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない」と定めているからです（22条1項）。

さらに、基本法は、「災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない」と定めます（22条2項）。

上記にいう「電気通信」、「情報通信技術」に、電話リレーサービスが含まれることは明らかです。

### ③ 電気通信事業法

日本において、電話について定める法律として電気通信事業法があります。同法でいう「電気通信」とは、「有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え、又は受けることをいう」とされています（2条①）。

電話リレーサービスは、通信回線を用いた電磁的方式により符号（文字を含む）や映像（手話等）を（音響信号に変換して）送り、伝え、受けるわけですから、この定義を見る限り、電話リレーサービスがこの電気通信に含まれることは明らかです。同法の問題は下記（2）で述べます。

### ④ 電波法

日本における電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする法律として電波法が定められています。電波利用料を徴収して、「電波の適正な利用を確保する上で不可欠なもの」、「無線局全体の受益を直接の目的とするもの」、「民間や自治体だけでは進められず国による支援が必要なもの」という要件のいずれにも明確に合致する特定の用途に支出しています。

現在、電波利用料の用途の見直しが進められており、電波利用の便益を広く国民に付与するため、通常の市場活動を超えてユニバーサルサービス又はこれに準じた責務等が法令等において規定されているものは、その公共性を勘案するとされています。

### ⑤ ADA法等

日本では、電話リレーサービスにつき直接定めた法令は存在しませんが、諸外国では、電話リレーサービスの公的实施につき、明確に法的根拠を与えた国もあります。たとえば米国は、ADA法（障害を持つ米国人のための法律、1990年成立）に基づき、電話リレーサービスが、24時間365日、だれでも利用できるよう公的に整備されています。海外では電話リレーサービスを定める法令の例があることも指摘いたします。

## （2）電気通信事業法の課題

### ① 基礎的環境整備の必要性

以上のように、日本においても、電話リレーサービスは、聞こえない人・聞こえにくい人や聞こえない人・聞こえにくい人と電話したい人のために広く利用が促進されなければなりません。

ところが、現行の電気通信事業法の下では、施行規則上、電話リレーサービスが対象になっていません。

電話リレーサービスは、手話言語や文字による伝送役務であり、音声伝送役務ではありません。しかし、電気通信事業法7条では「基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの）」を、電気通信事業法施行規則14条で、「音声伝送役務」に限っているためです。

以後、電話リレーサービスの利用を促進するにあたり、当該施行規則の規定が妨げとなる可能性があります。それゆえ、施行規則14条の改正（手話言語や文字による伝送役務も明確に基礎的電気通信役務に含める）が必要です。

電話リレーサービスは、全国的規模で、一般の音声電話と同じ様にいつでも誰でも利用できるものでなければなりません。そのための法令の整備が喫緊の課題となっています。

## ②厚生労働省実施電話リレーサービスの位置づけ

厚生労働省における電話リレーサービスは、「高度情報通信等福祉事業費補助金」として、平成29年度より全国の聴覚障害者情報提供施設において実施するための体制構築の予算が計上され、平成29年度においては4カ所（沖縄、熊本、滋賀、千葉）、平成30年度においては、7拠点、12カ所（札幌・宮城・福島、長野・富山、千葉、滋賀・京都・大阪、岡山、熊本、沖縄）の情報提供施設において実施されています。

聴覚障害者情報提供施設（以下、情報提供施設）は、身体障害者福祉法における身体障害者社会参加支援施設です。

### ・身体障害者福祉法

第34条 視聴覚障害者情報提供施設は、無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障害者用の録音物、聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し、若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し、又は点訳（文字を点字に訳すことをいう。）若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設とする。

### ・身体障害者福祉法施行規則

第18条 法第34条に規定する厚生労働省令で定める便宜は、点訳又は手話通訳等を行う者の養成又は派遣、点字刊行物等の普及の促進、視聴覚障害者に対する情報機器の貸出、視聴覚障害者に関する相談等とする。

上記規定では、この電話リレーサービスは法令に定められた情報提供施設の事業ではなく、厚生労働省の実施要領に基づき、情報提供施設で電話リレーサービス事業を行う運営主体（社会福祉法人や事業団等）に対して、電話リレーサービスを提供する体制を構築する事業に交付する補助金であって、サービスの実施根拠となる法令が整備されていません。

よって、このサービスを提供する体制等は情報提供施設の運営主体に委ねられており、全国すべての情報提供施設において実施できるものではなく、サービスの提供時間も施設の開館時間が基本となっていることから、いつでも電話を掛けることができません。当然、公共インフラとしての電話に代わるものではなく、また、既存の電話インフラにアクセスできる仕組みとはなっていません。さらに、この補助金はサービスの実施体制を構築するためのオペレーター（通訳者）を配置するためのものであって、サービス実施にかかるシステムの構築や保守、通話料、利用者の登録や利用者および実施事業者のガイドライン等事務的な費用は含まれてはいません。現在、サービス実施にかかるシステムの運用については日本財団の民間モデルプロジェクトのものを利用しており、この補助金単独で実施できる運用とはなっていません。本来、公共サービスとして電話リレーサービスの提供体制を構築するためには、法令に定められた上での事業実施体制が必要だと考えます。

法令で定める上で、例えば身体障害者福祉法における聴覚障害者情報提供施設の事業として実施する場合、本来の公共サービスとしての電話と同様な役割が担えるものではないと考えます。やはり情報提供施設の本来の役割としては、聞こえない人・聞こえにくい人の地域生活における自立および社会参加の支援を行う施設であることから、公共インフラである電

話あるいは電話リレーサービスへの利用アクセスにかかる支援を行う役割はあるとは言えますが、情報提供施設における電話リレーサービスの提供体制が電気通信事業法における電話としての公共インフラの役割を担うとは考えられません。

本来の電話の役割を考えた場合、聞こえない人・聞こえにくい人から電話を掛けることを支援するだけでなく、聞こえる人から聞こえない人・聞こえにくい人への電話も同様に行う必要があることから、伝える内容も日常生活から仕事に関する事など多岐に渡り、聞こえない人・聞こえにくい人への営業や勧誘や自営する聞こえない人・聞こえにくい人の営利活動、宗教活動、選挙活動などの通訳も行わなければなりません。

よって、通訳を担うオペレーターも、これまで福祉制度の中で位置づけられている手話通訳者が担うものなのか、あるいは情報提供施設において福祉制度の中で派遣が認められていない営利活動、宗教活動など内容を通訳することが適当なのか検討する必要があると考えられます。やはり公共インフラとしての電話リレーサービスを考えた場合、通訳体制や通訳オペレーターの役割、倫理等を改めて考えた上で、身体障害者福祉法における福祉サービスとしてではなく、電気通信事業法における通信サービスとして、新たな電話リレーサービス提供の枠組みを作る必要があるかと考えます。

そして、この枠組みを前提とした上で、聞こえない人・聞こえにくい人が円滑に利用できるよう厚生労働省および情報提供施設は、ICT機器の活用を含めた利用アクセスにかかる支援を行う必要があると考えられます。

#### 4. 電気通信事業法施行規則第14条の改正について

##### (1) 法律の改正

電気通信事業法第7条の「基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの）」を「音声」に限っている電気通信事業法施行規則第14条の改正を行い、非音声言語である手話言語、音声言語の文字表示も役務の対象にすることが必要です。

##### 電気通信事業法施行規則 第14条

電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（卸電気通信役務を含む。）とする。

1. アナログ電話用設備設置して提供する音声伝送役務
2. 第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務
3. インターネットプロトコル電話用設備を用いた音声伝送役務
4. 上記3つに係る緊急通報

警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

聞こえない人・聞こえにくい人が電話を利用する権利は、基本的には憲法第21条の表現の自由の一類型である「通信の自由」として保障されるべきものです。また、仕事上での電話利用の可否は就業に関わる問題として職業選択の自由（憲法第22条）、日常生活における電話利用については個人としての自立と自律、幸福追求権（憲法第13条）として保障されるべきものです。

電気通信事業法は第6条において「電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定しています。しかし、その電気通信役務の内容を規定する第7条、施行規則第14条が、基礎的電気通信役務を「音声」に限ることで、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」である基礎的電気通信役務の提供対象から、聞こえない人・聞こえにくい人を除外する不当な差別的取扱いを行っていることは平等原則を定める憲法第14条に反します。

このように、聞こえない人・聞こえにくい人は、電話が利用できないことで、憲法上の重要な権利が保障されず、侵害されている状況、不当な差別的取扱いを受けている状況にあり

ます。また、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等における障害者の電気通信へのアクセシビリティの確保に関する各法令にも反していることも明らかです。

通信技術の発展を背景に、世界の 20 か国以上で（G 7 では日本以外のすべての国において）、公的なサービスとして電話リレーサービスが実施され、聞こえない人・聞こえにくい人の電話を利用する権利が保障されている現在の状況下においては、基礎的電気通信役務を「音声」に限っている電気通信事業法施行規則第 14 条の改正を早急に行い、非音声言語である手話言語、音声言語の文字表示も役務の対象にすることが必要です。

以上のことから、総務省で電気通信事業法施行規則第 14 条の「音声」に限る規定を「非音声」にも拡大できるようにし、基礎的電気通信役務の一つとして電話リレーサービスを適用出来るようにするべきです。

## ・（２）改正による効果

基礎的電気通信役務を「音声」に限っている電気通信事業法施行規則第 14 条の改正を行い、非音声言語である手話言語、音声言語の文字表示も基礎的電気通信役務の対象とすることにより、電気通信事業法第 7 条、施行規則第 14 条の規定と上記で述べた憲法上の各権利、平等原則、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法等における障害者の電気通信へのアクセシビリティの確保に関する各法令、電気通信事業法第 6 条の不当な差別的取り扱いの禁止の規定との法的適合性が担保され、電話リレーサービスを公的なサービスとするための法整備が前進することになります。

また、現在の「ユニバーサルサービス基金制度」は、離島、過疎地等における電話利用を「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきもの」とするために導入された制度ですが、基礎的電気通信役務に非音声言語である手話言語、音声言語の文字表示が含まれるようになることにより、電話リレーサービスの運用に「ユニバーサル基金制度」を利用できる可能性も生じることになります（『聴覚障害者等の電話利用における法律的課題—電話のバリアフリー化を目指して—』日本財団平成 29 年 10 月、10 ページ～11 ページ参照）。

## 5. 国による電話リレーサービス提供の枠組みについて

電話リレーサービスについては、聞こえない人・聞こえにくい人の生活を支援するという面からみれば福祉的な意味合いがあることは否めません。しかし、一般の電話と機能的に同等な電話リレーサービスを日本において提供していくためには、

- ・110・119などの緊急通報や聞こえない、あるいは聞こえにくいユーザーへの着信などを可能にするよう、現在の公衆電話網に電話リレーサービスの機能を組み込むこと
- ・24時間365日のサービス提供を可能としつつ、聞こえない人、あるいは聞こえにくいユーザーのコスト負担を聞こえるユーザーと同等にするために財政支援が不可欠であることを考慮しなくてはなりません。

特に、電話リレーサービスの運用コストについては、たとえば

- ・米国：年間約13億米ドル（約1440億円）
- ・カナダ（ビデオリレーサービス）：年間約2000万カナダドル（約17億円）
- ・韓国：年間約20億ウォン（約2億円）

となっており、民間企業が行政から助成金を受けて実施できるようなレベルではないことは明らかです。従って、通信行政にかかわる管轄省庁である総務省が主導して制度化を進めることが不可欠です。このことを前提として、日本において電話リレーサービスを公的な制度として確立し提供していくための枠組みを考えていかなければなりません。

この枠組みをどのように作っていくかは今後の大きな課題ですが、日本における電話リレーサービスを、リレーサービス先進国である米国や韓国などと肩を並べられるものとしていくためには、

- ・日本の電話リレーサービスが聞こえない人たちにとって使いやすいものとなるために、全日本ろうあ連盟、全国難聴者・中途失聴者団体連合会などの当事者団体と十分な連携を確保すること
- ・24時間・365日体制で電話リレーサービスを提供していくための人材確保・育成システムについて、従来の手話通訳者および要約筆記者派遣制度との整合性を確保しつつ、全国手話通訳問題研究会・日本手話通訳士協会・全国要約筆記問題研究会などと十分な連携のもとに養成手法、カリキュラムを構築していくこと
- ・電話リレーサービスを現在の公衆電話網の中に組み込んでいくとともに、一般ユーザーへの啓発を行っていくために通信事業者と十分な連携を確保すること

などが求められます。

また、現在、日本財団から委託を受けて電話リレーサービスを実施してきている民間業者や聴覚障害者情報提供施設についても、これまで事業を実施してきた経験・ノウハウは貴重であり、電話リレーサービス制度化以降において何らかの役割を担いえると考えられ、厚生労働省との連携も必要になると想定されます。

以上から、カナダのように、総務省および厚生労働省の連携・監督のもと、

- ・当事者団体（障害者およびその支援者）
- ・通信事業者（NTT等）
- ・通訳事業者（現行の民間事業者および聴覚障害者情報提供施設）
- ・学識者

が加わったコンソーシアム「日本電話リレーサービス運営機構（JTA）・仮称」を結成し進めていくことが考えられます。こうしたJTAは電話リレーサービス制度化以降も日本の電話リレーサービスをさらに向上させ日本における聞こえない人・聞こえにくい人の社会参加をいっそう拡大させていくための役割を担うことが期待されます。

## 6. 終わりに

日本の電話バリアフリーへの挑戦が始まったのは、今から40年以上前に遡ります。大手の通信機器製造会社が音声で会話する電話を利用できない人のために開発されたのは「聴力障害者用手書き電話（品名テレメール）」でした。この「手書き電話」は電話回線につないで筆談でやりとりすることが大きな特徴でしたが、製品の価格が高く、また筆談している時間が長引くと通話料金が高くなることもあり、普及することはありませんでした。その後、日本電信電話公社（当時）が当時のビジネス用のファクシミリ機器を小型化した「ミニファックス」を開発し、この「ミニファックス」は全日本ろうあ連盟の強い働きかけにより厚生省（当時）の日常生活用具に指定され、聞こえない人・聞こえにくい人の間で普及しました。しかし専用のロール紙を必要とし、不特定多数の人に送ることができないため、聞こえる人にまで普及することはありませんでした。

その後、地域行政は聞こえない人・聞こえにくい人とのネットワークを構築するためビジネス用ファクシミリを購入し始めるようになり、この動きが後にホームファクシミリの開発につながり、聞こえる人の家庭にも浸透してきました。ホームファクシミリは日本が世界に先駆けて導入したものですが、タイプ文化の欧米では普及することはありませんでした。

米国での電話バリアフリーへの挑戦が始まったのは1960年代になります。ろう者専用の電気通信装置として開発された「テレタイプライター」等の普及を試みたものの、当時電話機器を独占販売していたAT&Tがその普及を妨害しました。しかし、全米ろう者協会が「テレタイプライター」の利用と普及を図り、1988年の「電気通信コミュニケーションアクセス推進法」の制定により、誰でもが電話を利用することが可能となりました。これらの動きが加速され、「アメリカ障害者法（1990年可決）」や1996年に成立した電気通信法255条で、全ての通信機器・サービスは、障害者にも利用可能な形で提供しなければならないとされ、聞こえない人・聞こえにくい人のための「電話リレーサービス」が公的制度として保障されることになり、この「電話リレーサービス」が欧州にも広がるようになりました。

聞こえない人・聞こえにくい人にとって、「電話バリアフリー」は、聞こえない人・聞こえにくい人の社会参加を促進し、命を守り安心して生活していくために欠かせないテーマです。聞こえない人・聞こえにくい人の実態を理解し、聞こえない人・聞こえにくい人の社会参加や聞こえる人との共生を促進するために「電話リレーサービス」の公的制度を30年以上前から構築してきた欧米と、未だに実現しようとならない日本との意識の隔たりの差に忸怩たる思いがします。

本提言で、国内外の電話リレーサービスの状況と関連する法令等を整理し、手話言語及び文字による電話リレーサービスが私たちの命や生活をまもるかけがえのない唯一のサービスであることを改めて確認しました。日本財団を始め多くの事業者が事業を継続して、我が国の聞こえない人・聞こえにくい人や聞こえる人たちが「聞こえなくても電話を使えること、聞こえる人でも聞こえない人・聞こえにくい人に電話をかけることができること」を知るきっかけを作ったことに改めて感謝の意を表します。

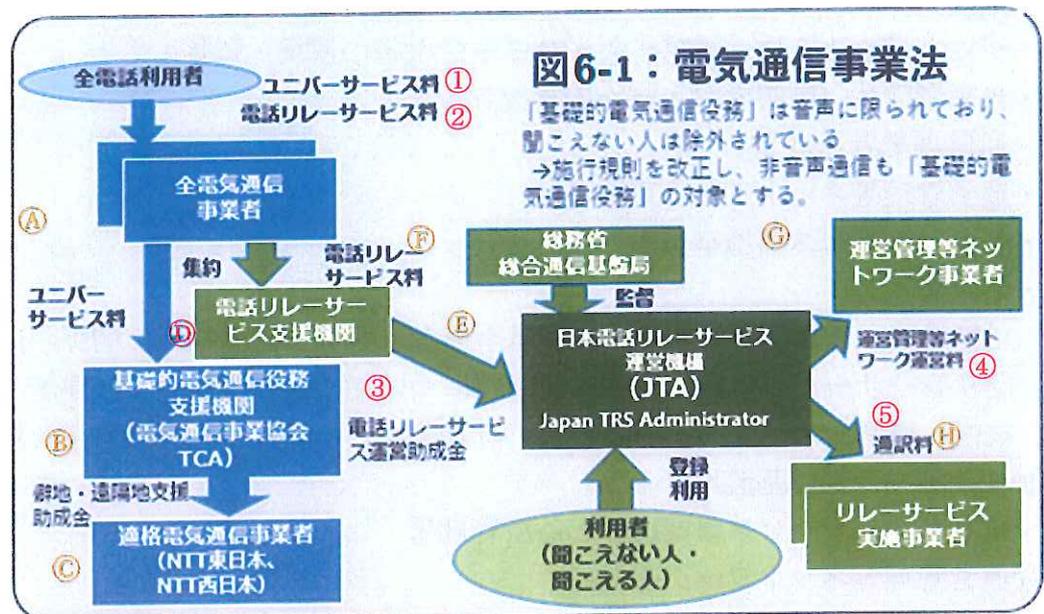
しかし、民間で出来ることには限りがあり、24時間365日いつでも使える環境、手話言語による緊急通報が出来る環境、聞こえない人・聞こえにくい人だけでなく聞こえる人も使える環境などの整備は、国による電話リレーサービスの提供が必須です。長い間「電話ができない」障壁に苦しんできた聞こえない人・聞こえにくい人は、FAXやメールという代替手段で情報獲得・発信ができるようになったものの、電話が使えないことによる社会からの排除はまだ多くあります。これらの課題を解消出来る仕組みが電話リレーサービスで、これこそ、私たち聞こえない人・聞こえにくい人が待ち望んでいたものです。また、「電話」

のバリアフリー化は、聞こえない人・聞こえにくい人の命をまもる、生活をまもることに直結しており、一日も早い制度化を望むものです。

2018年11月7日の参議院予算委員会で、安倍首相が「電話リレーサービスは重要な公共インフラである」と答弁しました。公共インフラとしての電話リレーサービスの理解が広がっています。

本提言では、まず、図6-1のように電気通信事業法施行規則第14条の改正により「音声伝送」の束縛を断ち切り、電話リレーサービスを実現するために、運営機構のような枠組みを構築する必要があると提言しています。またもう一つの方法として、携帯電話の利用率が高い現状にあわせて、電波法の電波利用料の用途として、ユニバーサルサービスを追加することで図6-2のように運営機構を構築することも考えられます。

電気通信事業法第7条の理念でもある「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における電話サービスを提供」を反映した電話リレーサービスにより、手話言語を中心に生活する聞こえない人・聞こえにくい人が聞こえる人と共に暮らせる共生社会、そして一億総活動社会が実現することを期待します。



<図6-1>

《図6-1の組織について》

①全電気通信事業者

NTT東西のユニバーサルサービス提供設備と接続して電気通信サービスを提供することにより、受益している電気通信事業者（携帯電話事業者、固定電話事業者、IP電話事業者）のうち、下記の2つの要件を満たす事業者（2018年8月末現在、22社）。

1. 前年度の電気通信事業収益が10億円超であること
2. 総務大臣から電話番号の指定を受け、その番号を最終利用者に付与していること

②基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業協会 TCA）

NTT 東西から提出された収支等を基に、交付金や負担金の額を算定するとともに、総務大臣の認可を受け、これらの徴収・交付を行う機関。現在、総務大臣により、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）が支援機関に指定されている

③適格電気通信事業者（NTT東日本、NTT西日本）

日本全国において、ユニバーサルサービスをあまねく低廉な料金で提供し、その収支が赤字の場合、ユニバーサルサービス制度による交付金を受け取る

現在、適格電気通信事業者としてはNTT 東西が指定されている

④電話リレーサービス支援機関

上記③基礎的電気通信役務支援機関で電話リレーサービスに係わる交付金の交付を行わない場合、同格の電話リレーサービスに係わる事業の受け皿として機能する

⑤日本電話リレーサービス運営機構（JTA）

電話リレーサービス事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的に、14ページにあげたように、総務省および厚生労働省の連携・監督のもと、

- ・当事者団体（障害者およびその支援者）
- ・通信事業者(NTT等)
- ・運営管理等ネットワーク事業者
- ・リレーサービス実施事業者
- ・学識者

で構成し、電話リレーサービス関係事業者に共通または相互に関係がある事項の協議や電話リレーサービス事業に関する諸問題についての連絡調整および建議、啓発または宣伝、技術、経営、オペレーターの養成、研修等などの調査研究等の事業を担う

⑥総務省総合通信基盤局

電話リレーサービス事業に係わる所管部署

⑦運営管理等ネットワーク事業者

電話リレー中継に係わるシステム、リレー実績データの検針集計を行うシステム等、全てのリレーサービス実施事業者に関わるシステム・ネットワークを運営管理する事業者

⑧リレーサービス実施事業者

オペレーターが手話、文字で対応する仕組みを構築している民間事業者又は情報提供施設

《図6-1の資金の流れについて》

①ユニバーサルサービス料

- ・ユニバーサルサービス制度の負担金を拠出する電気通信事業者が上記③基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業者協会 TCA）に支払う交付金
- ・負担金について、利用者に負担を求めるか、経営努力によって内部吸収するかは各事業者の経営判断に委ねられる
- ・ユニバーサルサービス料に電話リレーサービス料を含めて拠出する場合と、ユニバーサルサービス料と電話リレーサービス料を別々に拠出する場合が考えられる

②電話リレーサービス料

電話リレーサービスの実施にかかる費用に対する交付金

③電話リレーサービス運営助成金

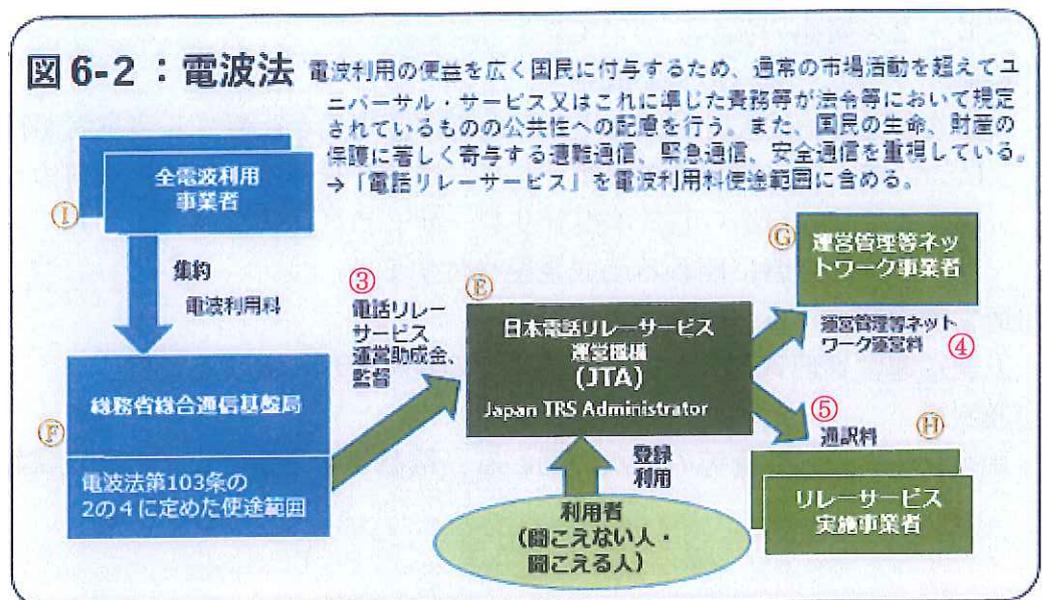
- ・現在、⑧基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業協会 TCA）から③適格電気通信事業者に「僻地・遠隔地支援助成金」として支払われているのと同様に、⑧基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業協会 TCA）から⑤日本電話リレーサービス運営機構（JTA）に電話リレーサービスの運営に関わる助成金を交付する
- ・⑧基礎的電気通信役務支援機関（電気通信事業協会 TCA）が電話リレーサービス料を取り扱わない場合は、④電話リレーサービス支援機関経由で⑤日本電話リレーサービス運営機構（JTA）に電話リレーサービスの運営に関わる助成金を交付する

④運営管理等ネットワーク運営料

上記③運営管理等ネットワーク事業者の運営管理に要する経費

⑤通訳料

オペレーター人件費等の通訳に関わる、電話リレーサービスの利用実績に基づく経費



<図 6 - 2 >

《図 6 - 2 中の組織について》

①全電波利用事業者

放送事業者が開設する放送局、電気通信事業者が開設する基地局や固定局、個人の方々が開設するアマチュア局や簡易無線局など、原則として全ての無線局

⑤日本電話リレーサービス運営機構（JTA）

電話リレーサービス事業の健全な発展と国民の利便性向上に資することを目的に、

14 ページにあげたように、総務省および厚生労働省の連携・監督のもと、

- ・当事者団体（障害者およびその支援者）
- ・通信事業者(NTT 等)
- ・運営管理等ネットワーク事業者
- ・リレーサービス実施事業者
- ・学識者

で構成し、電話リレーサービス関係事業者に共通または相互に関係がある事項の協議や電話リレーサービス事業に関する諸問題についての連絡調整および建議、啓発または宣伝、技術、経営、オペレーターの養成、研修等などの調査研究等の事業を担う

⑩総務省総合通信基盤局

電話リレーサービス事業に係わる所管部署、電波利用料の配分を行う。

⑨運営管理等ネットワーク事業者

電話リレー中継に係わるシステム、リレー実績データの検針集計を行うシステム等、  
全てのリレーサービス実施事業者に関わるシステム・ネットワークを運営管理する事業者

⑧リレーサービス実施事業者

オペレーターが手話、文字で対応する仕組みを構築している民間事業者又は情報提供施設

《図6-2の資金の流れについて》

③電話リレーサービス運営助成金

- ・総務省総合通信基盤局に収められた電波基地局を設置する事業者が拠出する電波利用料について、電波利用料の用途として「電話リレーサービス」が認められた場合、総務省総合通信基盤局から⑩日本電話リレーサービス運営機構（J T A）に電話リレーサービスの運営に関わる助成金を交付する

④運営管理等ネットワーク運営料

上記⑨運営管理等ネットワーク事業者の運営管理に要する経費

⑤通訳料

オペレーター人件費等の通訳に関わる、電話リレーサービスの利用実績に基づく経費

## 参考資料

### (1) 関係法規

#### ①障害者権利条約

##### 第2条 定義

- ◎「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む)をいう。
- ◎「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

##### 第9条 施設及びサービス等の利用の容易さ(アクセシビリティ)

1. 締約国は、障害者が自立して生活し、及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にすることを目的として、障害者が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信(情報通信機器及び情報通信システムを含む。)並びに公衆に開放され、又は提供される他の施設及びサービスを利用する機会を有することを確保するための適当な措置をとる。この措置は、施設及びサービス等の利用の容易さに対する妨げ及び障壁を特定し、及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。
  - (a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内及び屋外の施設(学校、住居、医療施設及び職場を含む。)
  - (b) 情報、通信その他のサービス(電子サービス及び緊急事態に係るサービスを含む。)

##### 第21条 表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会

- (a) 障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用しやすい様式及び機器により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。
- (b) 公的な活動において、手話、点字、補助的及び代替的な意思疎通並びに障害者が自ら選択する他の全ての利用しやすい意思疎通の手段、形態及び様式を用いることを受け入れ、及び容易にすること。

#### ②障害者基本法

##### 第3条

3. 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

##### 第22条 (情報の利用におけるバリアフリー化等)

国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2. 国及び地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるも

のとするほか、行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進に当たっては、障害者の利用の便宜が図られるよう特に配慮しなければならない。

3. 電気通信及び放送その他の情報の提供に係る役務の提供並びに電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の製造等を行う事業者は、当該役務の提供又は当該機器の製造等に当たっては、障害者の利用の便宜を図るよう努めなければならない。

### ③障害者差別解消法

第6条第1項の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。基本方針は、障害を理由とする差別（以下「障害者差別」という。）の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示すものである。

## 第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

### 3 合理的配慮

#### （1）合理的配慮の基本的な考え方

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「（2）過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮

- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮

- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第5」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

## 第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

### 1 環境の整備

法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置（いわゆるバリアフリー法に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者等の人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上等）については、個別の場面において、個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。新しい技術開発が環境の整備に係る投資負担の軽減をもたらすこともあることから、技術進歩の動向を踏まえた取組が期待される。また、環境の整備には、ハード面のみならず、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれることが重要である。

障害者差別の解消のための取組は、このような環境の整備を行うための施策と連携しながら進められることが重要であり、ハード面でのバリアフリー化施策、情報の取得・利用・発信におけるアクセシビリティ向上のための施策、職員に対する研修等、環境の整備の施策を着実に進めることが必要である。

## ④電気通信事業法

### 第2章 電気通信事業

#### 第6条 （利用の公平）

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

#### 第7条 （基礎的電気通信役務の提供）

基礎的電気通信役務（国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務をいう。以下同じ。）を提供する電気通信事業者は、その適切、公平かつ安定的な提供に努めなければならない。

## ⑤電気通信事業法施行規則

### 第14条

電気通信役務は、次に掲げる電気通信役務（御電気通信役務を含む。）とする。

1. アナログ電話用設備設置して提供する音声伝送役務
2. 第一種公衆電話機を設置して提供する音声伝送役務
3. インターネットプロトコル電話用設備を用いた音声伝送役務
4. 上記3つに係る緊急通報  
警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの

## ⑥電波法

### （遭難通信） 第66条

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（次条及び第六十八条において「海岸局等」という。）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

- 2 無線局は、遭難信号又は第五十二条第一号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

### （緊急通信） 第67条

海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもつて、緊急通信を取り扱わなければならない。

- 2 海岸局等は、緊急信号又は第五十二条第二号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも三分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

### （安全通信） 第68条

海岸局等は、速やかに、かつ、確実に安全通信を取り扱わなければならない。

- 2 海岸局等は、安全信号又は第五十二条第三号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に関係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

### （手数料の徴収） 第103条の2

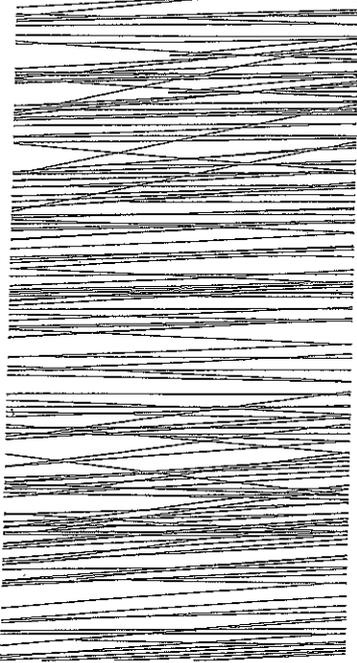
免許人等は、電波利用料として、無線局の免許等の日から起算して三十日以内及びその後毎年その免許等の日に相当する日（相当する日がない場合には、その翌日。以下この条において「応当日」という。）から起算して三十日以内に、当該無線局の免許等の日又は応当日（以下この項において「起算日」という。）から始まる各一年の期間（無線局の免許等の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合にはその期間とする。）について、別表第六の上欄に掲げる無線局の区分に従い同表の下欄に掲げる金額（起算日から当該免許等の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合には、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額）を国に納めなければならない。

- 4 この条及び次条において「電波利用料」とは、次に掲げる電波の適正な利用の確保に関し総務大臣が無線局全体の受益を直接の目的として行う事務の処理に要する費用（同条において「電波利用共益費用」という。）の財源に充てるために免許人等、第十二項の特定免許等不要局を開設した者又は第十三項の表示者が納付すべき金銭をいう。
- 一 電波の監視及び規正並びに不法に開設された無線局の探査
  - 二 総合無線局管理ファイル（全無線局について第六条第一項及び第二項、第二十七条の三、第二十七条の十八第二項及び第三項並びに第二十七条の二十九第二項及び第三項の書類及び申請書並びに免許状等に記載しなければならない事項その他の無線局の免許等に関する事項を電子情報処理組織によつて記録するファイルをいう。）の作成及び管理
  - 三 周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術としておおむね五年以内に開発すべき技術に関する無線設備の技術基準の策定に向けた研究開発並びに既に開発されている周波数を効率的に利用する技術、周波数の共同利用を促進する技術又は高い周波数への移行を促進する技術を用いた無線設備について無線設備の技術基準を策定するために行う国際機関及び外国の行政機関その他の外国の関係機関との連絡調整、試験並びにその結果の分析
  - 四 電波の人体等への影響に関する調査
  - 五 標準電波の発射
  - 六 特定周波数変更対策業務（第七十一条の三第九項の規定による指定周波数変更対策機関に対する交付金の交付を含む。）
  - 七 特定周波数終了対策業務（第七十一条の三の二第十一項において準用する第七十一条の三第九項の規定による登録周波数終了対策機関に対する交付金の交付を含む。第十二項及び第十三項において同じ。）
  - 八 現に設置されている人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、当該無線設備が用いる技術の内容、当該無線設備が使用する周波数の電波の利用状況、当該無線通信の利用に対する需要の動向その他の事情を勘案して電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた人命又は財産の保護の用に供する無線設備（当該無線設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該無線設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付
  - 九 前号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難な地域において必要最小の空中線電力による当該無線通信の利用を可能とするために行われる次に掲げる設備（当該設備と一体として設置される総務省令で定める附属設備並びに当該設備及び当該附属設備を設置するために必要な工作物を含む。）の整備のための補助金の交付その他の必要な援助
  - イ 当該無線通信の業務の用に供する無線局の無線設備及び当該無線局の開設に必要な伝送路設備
  - ロ 当該無線通信の受信を可能とする伝送路設備
  - 十 前二号に掲げるもののほか、電波の能率的な利用に資する技術を用いて行われる無線通信を利用することが困難なトンネルその他の環境において当該無線通信の利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付

- 十一 電波の能率的な利用を確保し、又は電波の人体等への悪影響を防止するために  
行う周波数の使用又は人体等の防護に関するリテラシーの向上のための活動に対  
する必要な援助
- 十二 電波利用料に係る制度の企画又は立案その他前各号に掲げる事務に附帯する事  
務

(2) 参考文献 目次 ※次ページ以降をご覧ください。

① 「高齢者・障害者に考慮した電気通信アクセシビリティガイドライン」	26
② 米国電気通信法第 47 編「テレコミュニケーションサービス(225 条)」(英語版)	34
③ 1990 年障がいのあるアメリカ人法 225 条(2008 年改正) (和訳)	39
④ 欧州アクセシビリティ法案(英語版)	45
⑤ 21 世紀における通信および映像アクセシビリティ法	49
⑥ 第 4 次障害者基本計画 (平成 30 年 3 月)	61
⑦ 平成 30 年度版障害者白書 (抜粋)	65
⑧ 国際パラリンピック委員会「アクセシビリティガイドライン」	69



**高齢者・障害者等に配慮した  
電気通信アクセシビリティ  
ガイドライン 第2版**

平成16年5月26日改定

**電気通信設備・サービスの  
アクセシビリティ確保・向上**



アクセシビリティを考慮した  
商品であることを示すシンボルマーク

**情報通信アクセス協議会  
Info-Communication Access Council**

ホームページアドレス：<http://www.ciaj.or.jp/access/>

## 7. 電気通信サービスにおける配慮要件

電気通信サービスを企画・開発・設計する際には、次のとおり配慮する。

- 〔参考〕 電気通信サービスのアクセシビリティを確保するためには、端末機器のアクセシビリティを向上することにより実現する方法と、提供するサービスの機能で実現する方法、あるいは双方の組み合わせにより実現する方法が考えられる。
- 〔例〕 テキストを用いた情報サービスを提供する際に、視覚障害者に利用できるようにするために、端末機器に音声合成機能を持たせる方法と、音声による同等のサービスを提供する方法がある。

### 7.1 媒介型双方向電気通信サービスにおける配慮要件

媒介型双方向電気通信サービスの配慮要件は以下のとおりである。

### 7.1.1 リアルタイム性の確保

技術的に可能な場合には、以下のことを満足した双方向のテキスト、画像、動画通信手段を提供すること。

- ・ 相手呼び出せること。
- ・ 双方向で同時にデータの送受信ができること (全二重性)。
- ・ 遅延がないか、もしくはコミュニケーションに支障のない程度であること。
- ・ 情報の欠落がないか、もしくはコミュニケーションに支障のない程度であること。

**参考1** 音声通話において実現されているこれらのことが、音声以外のメディアにおいても可能になれば、音声通話が困難な聴覚言語障害者等にとって有効な通信手段となる。

**例1** 回線交換方式 (ダイレクト方式、直送式) のメール。必要に応じて相手呼び出し、遅延なく相手の端末に送信できるか、もしくは不着であることを送信者が確認できる。また、双方向で同時に送受が可能 (チャット通信) な場合、全二重性も満たす。

**例2** インスタントメッセージサービス。相互にサーバ等に接続している必要はある (相手呼び出せない) が、双方向で、概ね小さな遅延でテキスト等により通信ができる。

**例3** 電話回線にモデムを接続した画像やテキストデータ通信。相互に同じ通信プロトコルを用いた専用の端末機器 (Text Telephone) が必要となる。

**参考2** 米国等では、TTY (Tele-Typewriter) が普及している。文字ディスプレイとキーボードとモデムを有した専用端末で、モデムを介して電話回線で入力した文字をお互いのTTYのディスプレイに表示する機能を有している。

**参考3** ITU-T V.18には各国のText Telephoneの通信プロトコルがまとめられているが、使用できる文字はASCII (7ビット) 文字のみである。

**例4** 双方向の動画通信 (テレビ電話等) を使って、手話等の視覚情報によりコミュニケーションをする場合、10fps以上のフレームレートであれば、ゆっくりした動作の簡単な手話の識別は可能である。しかし、日常使われる通常の速度の手話や、口の動き等で相手の発話内容を把握する読話のためには、30fps (現行のアナログテレビ放送程度) 以上が望まれる。

### 7.1.2 マルチメディア通信

技術的に可能な場合には、音声とテキストなど、複数のメディアを同時に使った双方向の通信手段を提供すること。

**参考** 聴覚障害者の中には、音声の聞き取りは困難でも、発話は可能な人も多い。その場合、自分自身は発話し、相手からはテキスト等の視覚的な手段で通信を行う方法を用いることができる。また、通常は音声で会話し、一部聞き取りにくいところのみテキストで確認するといった方法も有効である。

### 7.1.3 互換性の確保

技術的に可能な場合は、異なるキャリア、端末装置同士でも双方向通信が可能なテキスト、画像、動画通信手段を提供すること。

**参考** 7.1.1 例1の回線交換方式のメールは、リアルタイム性は確保されているが、現時点ではキャリア間の互換性に制限があるため、基本的にこのサービスに対応した端末機器の所有者同士でないと通信ができない。

#### 7.1.4 メディア変換

技術的に可能な場合には、音声情報をテキスト情報に変換する等、メディア変換サービスを提供すること。

**例1**▶ 聴覚障害者は音声による通話が利用できない場合があるので、電話リレーサービスを提供する。

**参考**▶ 米国等では、TTY等を用いた電話リレーサービスが普及している。電話リレーサービスとは、オペレータを介して、文字通信と音声通信を仲介するサービスで、オペレータはTTY使用者（多くは聴覚、言語障害者）と文字による通信を行い、同時に表示された文字を読み上げ、TTY使用者が会話したい音声通信者（多くは健聴者）に伝える。逆に、音声通信者の話した内容をオペレータがそのまま文字入力してTTY使用者に伝える。

**例2**▶ 電子メールを音声合成で読み上げ、電話等で聞けるサービスを提供する。

**例3**▶ ボイスメールサービスを提供する。

## 7.2 電気通信プラットフォームサービスにおける配慮要件

電気通信プラットフォームサービスにおける配慮要件は以下のとおりである。

### 7.2.1 代替メディアの活用

端末機器でメディア変換が困難な情報は、代替メディアによる情報サービスの提供を、情報提供者がするための仕組みを用意すること。

**例**▶ 視覚障害者等のために、音声認識や音声合成等による音声ポータルサービスを提供する。

### 7.2.2 メディア変換

技術的に可能な場合には、音声情報をテキスト情報に変換する等、メディア変換の仕組みを用意すること。

### 7.2.3 マルチメディアコンテンツにおける代替情報提供手段

マルチメディアコンテンツの提供が可能な場合には、非テキスト情報にテキストなどの代替情報提供を情報提供者がするための仕組みを用意すること。

**例**▶ 音声を伴う動画により情報を提供する場合には、動画と同期したキャプションと状況説明を情報提供者が提供できる。

### 7.2.4 端末の識別

利用者が用いる端末機器の特性をネットワーク側で識別できる場合には、当該特性に応じたコンテンツを情報提供者が提供できる仕組みを用意すること。

**例**▶ CC/PPを用いて、端末機器の画面解像度やサイズ、表示可能な色、音声や画面拡大などの特性に応じたウェブコンテンツを送信する。

## 7.3 緊急時通報等の配慮要件

緊急時の通報、安否確認等においては、アクセシブルな方法を確保すること。

- 例1 緊急時のための110番（警察）、119番（消防、救急）、安否確認等のサービスは、音声によるほか、音声を利用できない利用者が用いることができるようにする。
- 例2 緊急時に回線の輻輳を防ぐために通信を制限する場合には、音声を利用できない利用者が電子メール等の手段を用いることがあることに配慮する。

## 7.4 電気通信サービス仕様の標準化と公開

高齢者障害者支援技術の開発及び普及促進のために、電気通信サービスの規格、開発、設計においては、可能な限り標準化された規格を用いること。独自の規格を用いる場合は、可能な限り、その仕様を公開すること。

- 参考1 高齢者障害者支援技術の開発をするためには、端末機器だけではなく、通信プロトコル等のネットワーク側の仕様が必要なことがある。
- 参考2 高齢者障害者支援技術の普及促進のためには、異なるキャリアやプラットフォーム間で仕様が統一されていることが望まれる。

# 8. 企画・開発・設計・評価における要件

電気通信アクセシビリティを確保・向上させるために、電気通信アクセシビリティ開発者は、電気通信設備及びサービスがこのガイドラインで定めた基本的要件を満たすよう企画・開発・設計・評価する。企画・開発・設計・評価にあたっては利用者も加えるなど、利用者の意見・要望も反映する。ネットワークを用いて提供されるサービスにおいては、サービスを提供するサーバ、通信方式、利用者の端末の機能を総合的に検討し、端末機器において電気通信アクセシビリティを確保できるよう配慮する。また、経営者・開発責任者は、アクセス可能な電気通信設備及びサービスの企画・開発・設計に十分な意識をもち、具体的な電気通信アクセシビリティに関する方針をもって推進する。

## 8.1 企画・開発・設計における要件

企画・開発・設計における要件については、JIS X8341-1:2004 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第1部：共通指針、5章 企画・開発・設計における要件を参照すること。

## 8.2 評価における要件

### 8.2.1 評価の対象

電気通信アクセシビリティに関する評価は、できる限り多くの製品に対して実施すること。

### 8.2.2 評価の方法

電気通信アクセシビリティに関する評価は、本ガイドラインの全般的な方針を理解した上で、付属書1～4に示すような操作フローチェックリスト（障害別配慮ポイント）を作成し行う。なお、評価は利用者の立場に立って行われるべきである。

**参考** 付属書1～4は、代表的な端末機器の基本的な操作を操作の手順に従って並べ、利用者が操作する際の、心身の機能の特性に応じた配慮の必要性の有無をチェックしたものである。高齢者・障害者にとって、どのような操作を行う際に配慮が必要となるかを確認することができる。また、具体的に検討・実施した配慮事項をチェックリストの有効と思われる枠に当てはめた時、ある特定の心身の機能における障害について、操作の手順に従って見ていくと、一連の操作全てが可能であるかどうかを確認することができる。一部でも未配慮な操作があると、その障害を持つ利用者は、その端末機器を利用することが困難となる可能性がある。

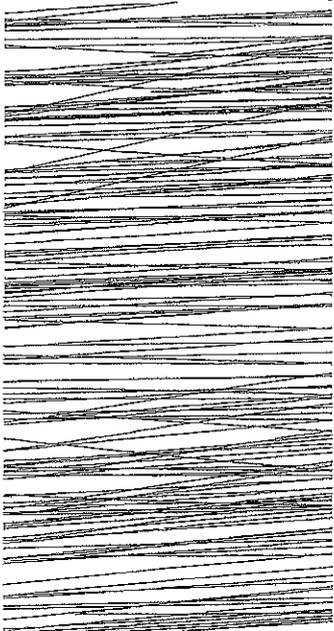
### 8.2.3 利用者による評価

---

企画・開発・設計の各段階で高齢者・障害者を含めた利用者による電気通信アクセシビリティ、ユーザビリティの評価を行う。

**参考1** 企画、開発段階から利用者を交えた評価を行うことで、配慮する利用者により使いやすい電気通信設備及びサービスが提供できる。

**参考2** JIS Z8530:2000 人間工学—インタラクティブシステムの人間中心設計プロセス

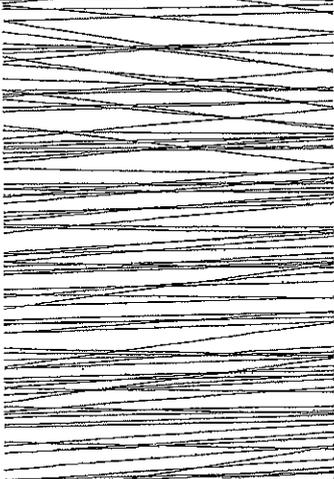
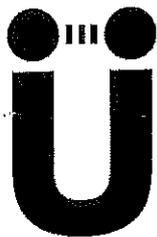


**高齢者・障害者等に配慮した  
電気通信アクセシビリティ  
ガイドライン 第2版**

平成16年5月26日改定



**付 属 書**



アクセシビリティを考慮した  
商品であることを示すシンボルマーク

情報通信アクセス協議会  
Info-Communication Access Council

ホームページアドレス：<http://www.ciaj.or.jp/access/>

## 4. テレビ電話の基本操作に関する障害別配慮ポイント

●：要配慮箇所

基本機能	操作タスクフロー	操作ステップ	心身の機能等(障害の種類)												
			感覚			身体				認知		アレルギー			
			視覚	聴覚	触覚	器用さ、操作(力の制動)	筋力(力の強弱)	片手	車椅子	発声	認知と記憶	文化言語の違い	接触		
発信	1.カメラの確認	相手に送信される自分の映像の確認	●												
		テンキーの識別	●										●		
	2.発信先の電話番号をダイヤル	テンキーの押下			●	●	●								●
		テンキー押下の確認			●										
		入力内容の確認	●												
	3.通話開始ボタン/TV電話開始ボタンを押す	ボタンの識別	●											●	
		ボタンの押下			●	●	●								●
		ボタン押下の確認			●										
	4.通話の終了	通話中の確認	●												
		切断ボタンの識別	●											●	
		切断ボタンの押下			●	●	●								●
		切断ボタンの押下の確認			●										
1.電話がかかってくる		着信の確認		●											
		着信の識別(テレビ電話/音声電話)	●											●	
2.カメラの確認	相手に送信される自分の映像の確認	●													
	3.通話開始ボタン/TV電話開始ボタンを押す	ボタンの識別	●											●	
ボタンの押下				●	●	●								●	
ボタン押下の確認				●											
4.通話の終了	通話中の確認	●													
	切断ボタンの識別	●											●		
	切断ボタンの押下			●	●	●								●	
	切断ボタンの押下の確認			●											
	5.自動着信の機能が設定できること	通話/TV電話の自動着信の選択	●											●	
通話中の動作	1.自分/相手カメラのコントロール	相手/自分のコントロール切り替え	●											●	
		上下左右ボタンの押下			●	●	●							●	
	2.ハンズフリー通話の切り替えと解除	ハンズフリーボタンの識別	●											●	
		ハンズフリーボタンの押下			●	●	●							●	
		ハンズフリーボタン押下の確認	●		●										
	3.通話中の音量調整	音量調節ボタンの押下		●	●	●	●							●	
	4.ハンドセットへの切り替え	ハンドセットの持ち上げ	●		●	●	●							●	
	5.手話を表示するのに必要なフレーム数	16fps以上必要	●												
	6.カメラで自分以外の風景も撮影できる		●			●									

## § 225. Telecommunications services for hearing-impaired and speech-impaired individuals

**(a) DEFINITIONS** As used in this section—

**(1) COMMON CARRIER OR CARRIER**

The term "common carrier" or "carrier" includes any common carrier engaged in interstate communication by wire or radio as defined in section 153 of this title and any common carrier engaged in intrastate communication by wire or radio, notwithstanding sections 152(b) and 221(b) of this title.

**(2) TDD**

The term "TDD" means a Telecommunications Device for the Deaf, which is a machine that employs graphic communication in the transmission of coded signals through a wire or radio communication system.

**(3) TELECOMMUNICATIONS RELAY SERVICES**

The term "telecommunications relay services" means telephone transmission services that provide the ability for an individual who is deaf, hard of hearing, deaf-blind, or who has a speech disability to engage in communication by wire or radio with one or more individuals, in a manner that is functionally equivalent to the ability of a hearing individual who does not have a speech disability to communicate using voice communication services by wire or radio.

**(b) AVAILABILITY OF TELECOMMUNICATIONS RELAY SERVICES**

**(1) IN GENERAL**

In order to carry out the purposes established under section 151 of this title, to make available to all individuals in the United States a rapid, efficient nationwide communication service, and to increase the utility of the telephone system of the Nation, the Commission shall ensure that interstate and intrastate telecommunications relay services are available, to the extent possible and in the most efficient manner, to hearing-impaired and speech-impaired individuals in the United States.

**(2) USE OF GENERAL AUTHORITY AND REMEDIES**

For the purposes of administering and enforcing the provisions of this section and the regulations prescribed thereunder, the Commission shall have the same authority, power, and functions with respect to common carriers engaged in intrastate communication as the Commission has in administering and enforcing the provisions of this subchapter with respect to any common carrier engaged in interstate communication. Any violation of this section by any common carrier engaged in intrastate communication shall be subject to the same remedies, penalties, and procedures as are applicable to a violation of this chapter by a common carrier engaged in interstate communication.

**(c) PROVISION OF SERVICES** Each common carrier providing telephone voice transmission services shall, not later than 3 years after July 26, 1990, provide in compliance with the regulations prescribed under this section, throughout the area in which it offers service, telecommunications relay services, individually, through designees, through a competitively selected vendor, or in concert with other carriers. A common carrier shall be considered to be in compliance with such regulations—

**(1)**

with respect to intrastate telecommunications relay services in any State that does not have a certified program under subsection (f) and with respect to interstate telecommunications relay services, if such common carrier (or other entity through which the carrier is providing such relay services) is in compliance with the Commission's regulations under subsection (d); or

**(2)**

with respect to intrastate telecommunications relay services in any State that has a certified program under subsection (f) for such State, if such common carrier (or other entity through which the carrier is providing such relay services) is in compliance with the program certified under subsection (f) for such State.

**(d) REGULATIONS**

**(1) IN GENERAL** The Commission shall, not later than 1 year after July 26, 1990, prescribe regulations to implement this section, including regulations that—

**(A)**

establish functional requirements, guidelines, and operations procedures for telecommunications relay services;

**(B)**

establish minimum standards that shall be met in carrying out subsection (c);

**(C)**

require that telecommunications relay services operate every day for 24 hours per day;

**(D)**

require that users of telecommunications relay services pay rates no greater than the rates paid for functionally equivalent voice communication services with respect to such factors as the duration of the call, the time of day, and the distance from point of origination to point of termination;

**(E)**

prohibit relay operators from failing to fulfill the obligations of common carriers by refusing calls or limiting the length of calls that use telecommunications relay services;

**(F)**

prohibit relay operators from disclosing the content of any relayed conversation and from keeping records of the content of any such conversation beyond the duration of the call; and

**(G)**

prohibit relay operators from intentionally altering a relayed conversation.

**(2) TECHNOLOGY**

The Commission shall ensure that regulations prescribed to implement this section encourage, consistent with section 157(a) of this title, the use of existing technology and do not discourage or impair the development of improved technology.

**(3) JURISDICTIONAL SEPARATION OF COSTS**

**(A) In general**

Consistent with the provisions of section 410 of this title, the Commission shall prescribe regulations governing the jurisdictional separation of costs for the services provided pursuant to this section.

**(B) Recovering costs**

Such regulations shall generally provide that costs caused by interstate telecommunications relay services shall be recovered from all subscribers for every interstate service and costs caused by intrastate telecommunications relay services shall be recovered from the intrastate jurisdiction. In a State that has a certified program under subsection (f), a State commission shall permit a common carrier to recover the costs incurred in providing intrastate telecommunications relay services by a method consistent with the requirements of this section.

**(e) ENFORCEMENT**

**(1) IN GENERAL**

Subject to subsections (f) and (g), the Commission shall enforce this section.

**(2) COMPLAINT**

The Commission shall resolve, by final order, a complaint alleging a violation of this section within 180 days after the date such complaint is filed.

**(f) CERTIFICATION**

**(1) STATE DOCUMENTATION**

Any State desiring to establish a State program under this section shall submit documentation to the Commission that describes the program of such State for implementing intrastate telecommunications relay services and the procedures and remedies available for enforcing any requirements imposed by the State program.

**(2) REQUIREMENTS FOR CERTIFICATION** After review of such documentation, the Commission shall certify the State program if the Commission determines that—

**(A)**

the program makes available to hearing-impaired and speech-impaired individuals, either directly, through designees, through a competitively selected vendor, or through regulation of intrastate common carriers, intrastate telecommunications relay services in such State in a manner that meets or exceeds the requirements of regulations prescribed by the Commission under subsection (d); and

**(B)**

the program makes available adequate procedures and remedies for enforcing the requirements of the State program.

**(3) METHOD OF FUNDING**

Except as provided in subsection (d), the Commission shall not refuse to certify a State program based solely on the method such State will implement for funding intrastate telecommunication relay services.

**(4) SUSPENSION OR REVOCATION OF CERTIFICATION**

The Commission may suspend or revoke such certification if, after notice and opportunity for hearing, the Commission determines that such certification is no longer warranted. In a State whose program has been suspended or revoked, the Commission shall take such steps as may be necessary, consistent with this section, to ensure continuity of telecommunications relay services.

**(g) COMPLAINT**

**(1) REFERRAL OF COMPLAINT**

If a complaint to the Commission alleges a violation of this section with respect to intrastate telecommunications relay services within a State and certification of the program of such State under subsection (f) is in effect, the Commission shall refer such complaint to such State.

**(2) JURISDICTION OF COMMISSION** After referring a complaint to a State under paragraph (1), the Commission shall exercise jurisdiction over such complaint only if—

**(A)** final action under such State program has not been taken on such complaint by such State—

**(i)**

within 180 days after the complaint is filed with such State; or

**(ii)**

within a shorter period as prescribed by the regulations of such State; or

**(B)**

the Commission determines that such State program is no longer qualified for certification under subsection (f).

(June 19, 1934, ch. 652, title II, § 225, as added Pub. L. 101-336, title IV, § 401(a), July 26, 1990, 104 Stat. 366; amended Pub. L. 104-104, § 3(d)(1), Feb. 8, 1996, 110 Stat. 61; Pub. L. 111-260, title I, § 103(a), Oct. 8, 2010, 124 Stat. 2755.)



内閣府 HP

内閣府の政策

→共生社会政策

→障害者施策

→障害者施策に関する調査等

→平成 23 年度内閣府委託報告書 障害者差別禁止制度に関する国際調査

→第 1 章 1990 年障害のあるアメリカ人法（2008 年改正）

第 III 節 民間機関が運営する公共施設及びサービスより

## 第47編 電信、電話及び無線電信

### 第5章 有線又は無線による通信

#### 第II節 電気通信事業者

##### 第1部 電気通信事業者に関する規則

#### 第225条 聴覚機能障害及び言語機能障害のある個人のための電気通信サービス

(a) 定義 本条における用語は、以下の意味を有する。

(1) 電気通信事業者又は事業者 「電気通信事業者」又は「事業者」は、本編第153条に定義する有線又は無線による州間通信に従事する電気通信事業者及び、本編第152条 (a) 及び第221条 (a) にかかわらず、有線又は無線による州内通信に従事する電気通信事業者を意味する。

(2) TDD 「TDD」とは、「聾者のための電気通信機器」、すなわち有線又は無線による通信システムを経由する符号化された信号の伝達において、画像による通信を用いる機械を意味する。

(3) 電話リレーサービス 「電話リレーサービス」とは、聴覚機能障害又は言語機能障害をもつ個人に対して、聴覚機能障害又は言語機能障害をもたない個人が有線又は無線による音声通信サービスを用いて通信する能力と機能的に同等である方法により、聴覚を有する個人とのあいだで、有線又は無線による通信を行う能力を提供する電話伝送サービスを意味する。この用語には、TDD又はその他の非音声端末機器を用いる個人と、その機器を用いない個人とのあいだの双方向通信を可能とするサービスを含む。

(b) 電話リレーサービスの利用可能性

(1) 全般 本編第151条に定める、合衆国内のすべての個人が高速かつ効率的な全国規模の通信サービスを利用できるようにし、国内の電話システムの利便性を向上させるとの目的を遂行するため、委員会は、可能な限り、また最も効率的な方法により、米国内の聴覚機能障害及び言語機能障害をもつ個人が州間、州内の電話リレーサービスを利用できるようにする。

(2) 一般的権限及び救済の利用 本条及び本条に基づき定められる規則の定めを適用及び執行するため、委員会は、州内通信事業に従事する電気通信事業者に関し、州間通信事業に従事する電気通信事業者に関して本節の定めを適用及び執行する場合と同様の権能、権限及び機能をもつものとする。州内通信事業に従事する電気通信事業者による本条への違

反は、州間通信事業に従事する電気通信事業者による本章への違反に適用されるものと同じ救済、罰則及び手続の対象となる。

(c) サービスの提供 電話音声通信サービスを提供する各電気通信事業者は、1990年7月26日から3年以内に、本条に基づき定められる規則を遵守し、自社のサービスエリアの全域において、単独で、指定業者を通じて、競争により選抜された供給業者を通じて、又は他の事業者との連携により、電話リレーサービスを提供する。電気通信事業者は、以下の場合に、かかる規則を遵守しているものとみなされる。

(1) 本条 (f) に基づく認可プログラムのない州における州内電話リレーサービスについて、及び州間電話リレーサービスについては、その電気通信事業者が（又はその事業者がかかるリレーサービスの提供に用いる他の事業者が）、本条 (d) に基づく委員会の規則を遵守している。

(2) 本条 (f) に基づく認可プログラムのある州における州内電話リレーサービスについては、その電気通信事業者が（又はその事業者がかかるリレーサービスの提供に用いる他の事業者が）、本条 (f) に基づき公認されたその州に関するプログラムを遵守している。

(d) 規則

(1) 全般 委員会は1990年7月26日から1年以内に、以下の定めを含め、本条を施行するための規則を制定する。

(A) 電話リレーサービスの機能要件、ガイドライン、運用手続を定めるもの

(B) 本条 (c) を実施する際に満たすべき最低基準を定めるもの

(C) 電話リレーサービスを24時間365日運用することを求めるもの

(D) 電話リレーサービスの利用者が、通話時間、時間帯、発信地から着信地までの距離といった要素に関して、機能的に同等の音声通信サービスに支払われる料金よりも高くない料金を支払うことを求めるもの

(E) 電話リレーサービスを利用する通話を拒否又はその時間を制限することにより、リレーサービスのオペレーターが電気通信事業者の義務を果たさないことを禁じるもの

(F) リレーサービスのオペレーターが、中継された通話の内容を開示すること及び通話の持続時間を越えて通話の内容を記録することを禁じるもの

(G) リレーサービスのオペレーターが中継された通話の内容を意図的に変更することを禁じるもの

(2) 技術 委員会は、本条を施行するために制定される規則が、本編第157条 (a) に整合するよう、既存の技術の活用を促す、及び改善された技術の開発を阻害する又は損なうことのないよう配慮する。

(3) 管轄に関わるコストの分割

(A) 全般 本編第410条の定めと整合するよう、委員会は、本条に従い提供されるサービスのコストの管轄に関わる分割に関する規則を制定する。

(B) コストの回収 かかる規則は一般的に、州間電話リレーサービスにより発生するコストはあらゆる州間サービスのすべての加入者から回収すること、及び州内電話リレーサービスにより発生するコストはその州内の管轄から回収することを定める。本条 (f) に基づく認可プログラムのある州では、電気通信事業者が、州内電話リレーサービスの提供により発生したコストを本条の要件に整合する方法で回収することを州委員会が許可する。

(e) 執行

(1) 全般 本条 (f) 及び (g) に基づき、委員会は本条を執行する。

(2) 異議申立て 委員会は、本条の違反を主張する異議申立てについて、かかる申立ての提出日から180日以内に、最終命令によりこれを解決する。

(f) 認可

(1) 州の文書 本条に基づく州プログラムの制定を希望する州は、州内電話リレーサービスの実施に関するその州のプログラム及びその州のプログラムにより課せられる要件の執行に関して利用可能となる手続及び救済について説明した文書を委員会に提出する。

(2) 認可の要件 委員会は、その文書を検証し、以下のように判断した場合には、その州プログラムを認可する。

(A) そのプログラムによって、直接、指定業者を経由して、競争により選択された業者を経由して又は州内電気通信事業者の規制により、当該州内での電話リレーサービスが、本条 (d) に基づき委員会が制定する規則の要件を満たす、又はそれに優る方法により、聴覚機能障害及び言語機能障害のある個々人に提供される。

(B) そのプログラムによって、その要件の執行に関して、適切な手続及び救済が利用可能となっている。

(3) 資金調達方法 本条 (d) に定められている場合を除き、委員会は、州が電話リレーサービスの財源に関して実施しようとする方法のみを理由として、州プログラムの認可を拒否してはならない。

(4) 認可の停止又は取り消し 委員会は、かかる認可がもはや正当化されないと判断した場合、通告及び聴聞の機会を与えたうえで、認可を停止又は取り消すことができる。プログラムが停止又は取り消された州においては、委員会は本条に整合しつつ、電話リレーサービスの継続を確保するために必要と思われる措置をとる。

(g) 異議申立て

(1) 異議申立ての付託 委員会に提出された本条の違反に関する異議申立てが、ある州における州内電話リレーサービスに関するものであり、本条 (f) に基づくプログラムの認可が有効である場合には、委員会はかかる異議申立てを当該州に付託する。

(2) 委員会の管轄権 (1) に基づいて異議申立てを州に付託した後、委員会は以下の場合に限り、かかる異議申立てについての管轄権を行使することができる。

(A) その異議に関して、その州により、州プログラムに基づく最終的な措置が以下の期限内に行われない場合

(i) その州に異議申立てが提出されて180日以内

(ii) その州の規則がさらに短い期間を定めている場合には、その期間以内

(B) 委員会が、その州プログラムがもはや本条 (f) に基づく認可に適合でないと判断した場合

## 第47編 電信、電話及び無線電信

### 第5章 有線又は無線による通信

#### 第VI節 雑則

#### 第611条 公共サービスの告知におけるクローズドキャプション（表示又は非表示の切り替え可能な字幕）

テレビで放映される公共サービスに関する告知で、連邦政府の機関若しくは部局が制作している、又はその制作費の全部若しくは一部を拠出している場合は、かかる告知の口頭による内容についてはクローズドキャプションを含めるものとする。テレビ放送局の認可を受けている者は、

(1) かかる告知のうちクローズドキャプションが含まれていないものについて、クローズドキャプションを供給することを求められない。

(2) 認可を受けた者が告知に含まれるクローズドキャプションを意図的に送信しなかった場合を除き、クローズドキャプションの送信を伴わない告知を放送することについて責任を負わない。

---

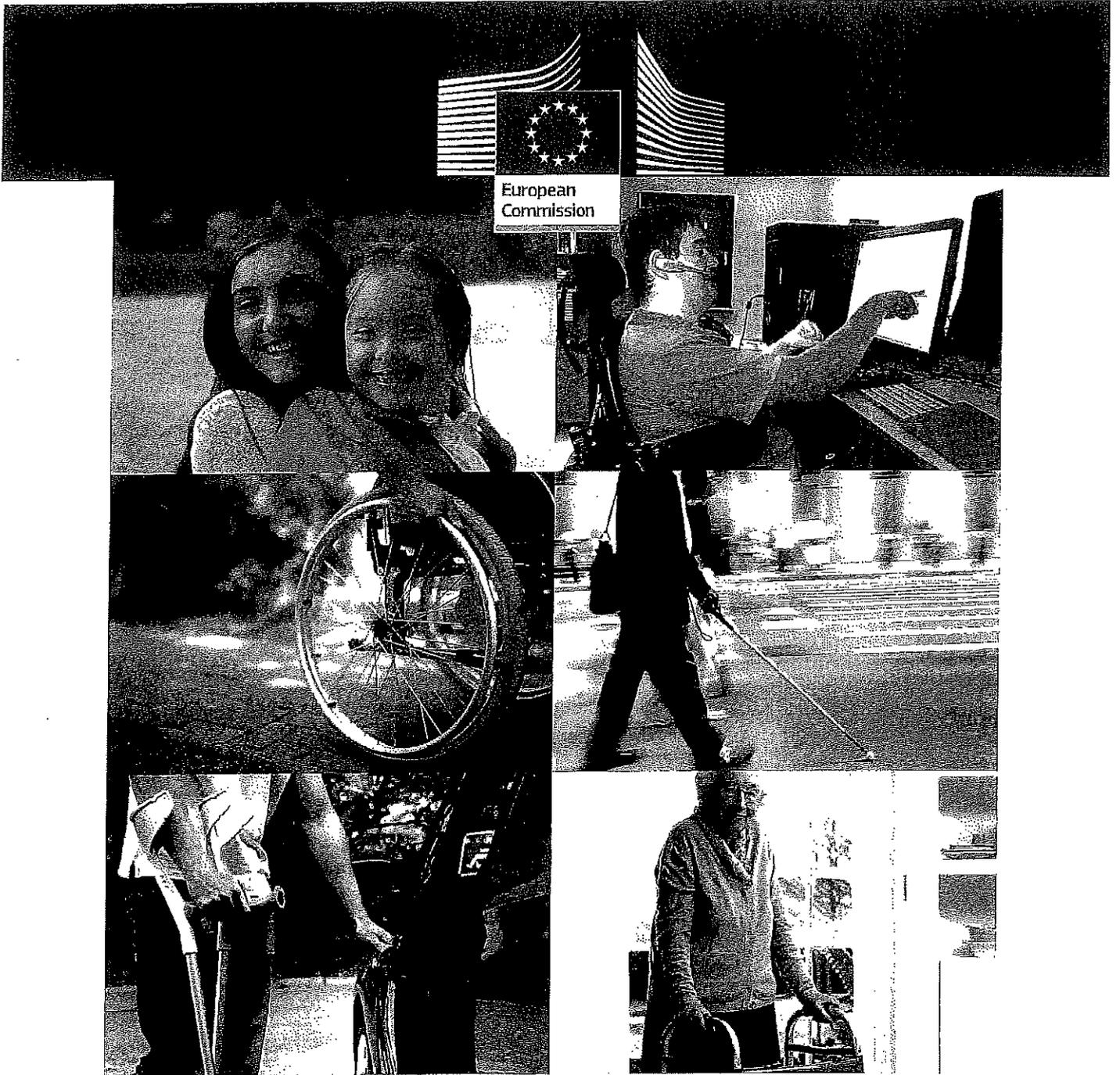
[目次へ](#) | [前ページへ](#) | [次ページへ](#) |

---

[共生社会政策ホーム](#) > [障害者施策トップ](#) > [もっと詳しく](#) > [障害者施策に関する調査等](#) > [平成23年度 障害者差別禁止制度に関する国際調査](#) > 第1章 1990年障害のあるアメリカ人法（2008年改正） 第III節 民間機関が運営する公共施設及びサービス

---

[▲ページトップへ](#)



# EUROPEAN ACCESSIBILITY ACT

IMPROVING THE ACCESSIBILITY OF PRODUCTS  
AND SERVICES IN THE SINGLE MARKET

## Why a European Accessibility Act?

Around 80 million people in the EU are affected by a disability in some degree. Accessibility is a precondition to ensure their full and equal participation in society. The European Accessibility Act (EAA) aims to improve the functioning of the internal market for accessible products and services by removing barriers created by divergent legislation.

The EU and most of the Member States have ratified the UN Convention on the Rights of Persons with Disabilities (UN CRPD). As such they have committed to create a legislative framework for accessibility in line with Article 9 of the Convention. Accessibility is considered as a wide concept that includes the prevention and elimination of obstacles that pose problems for persons with disabilities in using products, services and infrastructures.

Member States have started to legislate on accessibility independently, increasing regulatory fragmentation. The Commission table the Accessibility Act to help dismantle barriers between Member States due to different national accessibility requirements that are emerging. The Accessibility Act will establish European-wide functional requirements. This means requirements establishing accessibility principles instead of prescribing the detailed technical solutions.

## What will it cover?

The European Accessibility Act will cover the following products and services:

- computers and operating systems
- ATMs, ticketing and check-in machines
- telephones and smartphones
- TV equipment related to digital television services
- telephony services and related equipment
- audiovisual media services, such as television broadcast and related consumer equipment
- services related to air, bus, rail and waterborne passenger transport
- banking services
- e-books
- e-commerce

## What will it do and what it will not do?

The Directive will tell “What” needs to be accessible in terms of functional requirements but will not impose detailed technical solutions telling “How” to make it accessible, allowing for innovation.



- *uses a set of common accessibility requirements* at EU level for a number of products and services
- creates an *obligation for Member States* to ensure that the selected products and services placed in the market comply with accessibility requirements
- *uses the same accessibility requirements to define the accessibility obligation laid down in existing EU law*, in particular in the areas of public procurement, Structural & Investment Funds and transport
- *supports* Member States *implementation of the UN Convention* on the Rights of Persons with Disabilities
- ensures that all *products and services* complying with accessibility requirements will *circulate freely in the internal market*



- *does not prescribe* to the level of technical details how to render a product or service accessible. However, it provides for the development of standards or technical implementing measures wherever more detail is needed
- *does not set obligations* for all manufacturers and service providers, but only for those working on a selected list of products and services
- *does not impose burdensome requirements* by providing safeguards on disproportionate burden and fundamental alteration
- *does not amend* existing EU sectorial legislation on accessibility

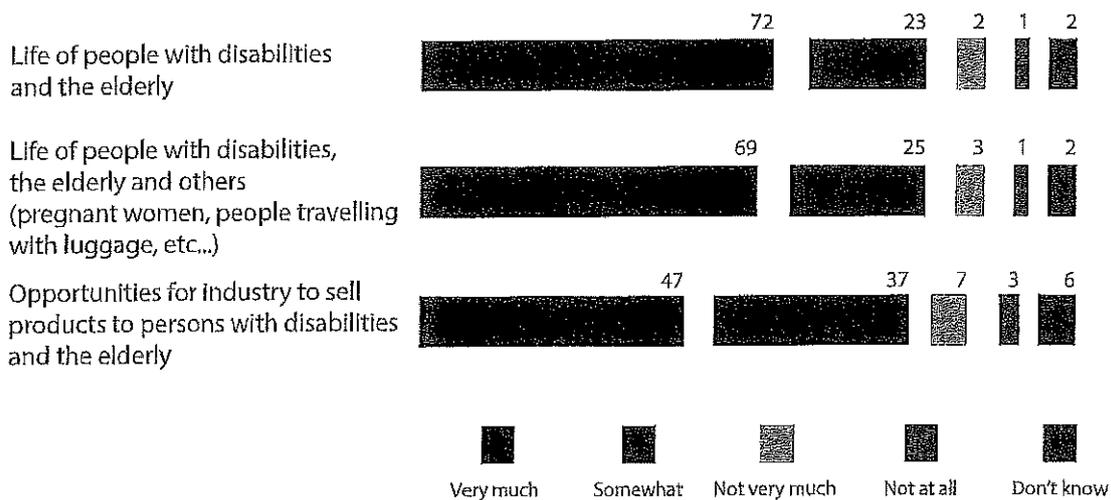
## What will be the impact of the EAA?

### For EU citizens

The EAA is a step forward in reducing barriers for **people with disabilities** within the EU: better accessibility of products and services that citizens use every day, such as phones, transport or banking services, will help people with disabilities to be able to fully participate in society on an equal basis with others, to have better access to education and to enter more easily the open labour market. Accessibility is also necessary for **older people** to maintain an active role in society, including extending their working lives. In general, **accessibility is beneficial to all EU citizens**. For example, people trying to hear travelling information in noisy environments like train stations, or trying to get money from ATMs on a sunny day, or employees working with enlarged documents to avoid eye strain will also greatly benefit from further accessibility.

**7 in 10** Europeans believe better accessibility of products and services would very much improve the lives of people with disabilities, the elderly and others with accessibility needs:

### Q5. In your opinion, better accessibility of goods and services would improve:

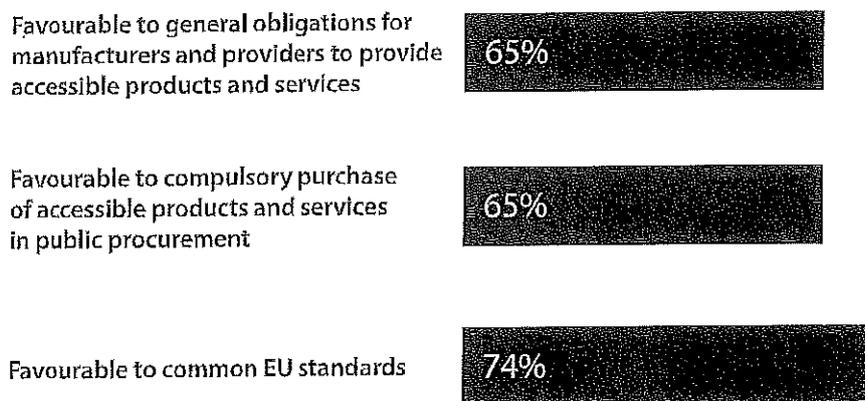


Source: *Eurobarometer on Accessibility (2012)*. Croatia is not included as it was not an EU Member State at the time of the survey.

## For businesses

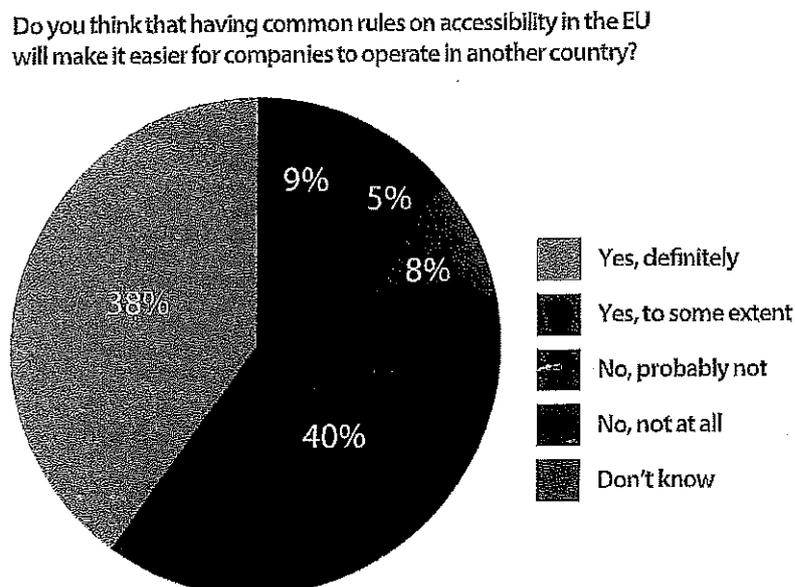
Businesses — and in particular SMEs — will benefit from the elimination of barriers caused by a fragmented market thanks to the creation of a single set of requirements. Cross-border trade will thus be easier for them. The market costs for companies and Member States due to divergent requirements are estimated at € 20 billion in 2020. The proposed EU action is estimated to reduce it by 45% to 50%. The extra production costs introduced with the EAA will be very low or even non-existent. The potential benefits are expected to be higher than the potential accessibility-related costs for all economic operators.

SMEs are generally favourable to the introduction of EU-level accessibility requirements:



Source: SME Panel conducted by Enterprise Europe Network

78% of Europeans think that having common rules on accessibility in the EU will make it easier for companies to operate in another EU country:



Source: *Eurobarometer on Accessibility (2012)*.

## 参考資料

### 米国「21世紀における通信および映像アクセシビリティ法」

本資料は次の原文を全日本ろうあ連盟で試訳したものです。

<http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-111publ260/pdf/PLAW-111publ260.pdf>

合衆国法典 111-260  
第111連邦議会  
2010年10月8日 [S. 3304]

障害のある人々が現代の通信手段にアクセスすることを促進するための、およびその他の目的のための法律

アメリカ合衆国上院議会および下院議会において制定

#### 第1条 法律の呼称、目次

(a) 法律の呼称—この法律は、「21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版 (Twenty-First Century Communications and Video Accessibility Act of 2010)」と称することができる。

(b) 目次—

- 第1条 法律の呼称、目次
- 第2条 責任に関する制限
- 第3条 特許技術

#### 第1編—通信アクセス

- 第101条 定義
- 第102条 補聴器との互換性
- 第103条 リレーサービス
- 第104条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス
- 第105条 ユニバーサルサービス
- 第106条 緊急時のアクセスに関する諮問委員会

#### 第2編—映像プログラム

- 第201条 映像プログラムおよび緊急時のアクセスに関する諮問委員会
- 第202条 映像解説およびクローズドキャプション
- 第203条 クローズドキャプションデコーダーおよび映像解説機能
- 第204条 デジタル機器のユーザーインターフェース
- 第205条 ナビゲーション機器上で提供される映像プログラムのガイドおよびメニューへのアクセス
- 第206条 定義

#### 第2条 責任に関する制限

- (a) 総則—サブセクション(b)において定める例外を除き、映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、または次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用する機器に関し、以下の行為を行う限りは、何人も、この法律(およびこの法律によって改正または付加されるコミュニケーション法1934年版の法的条項)において定める要求を満たさないとしても責任を負わないものとする。
- (1) 第三者による次世代通信サービスの提供を通して利用可能となる通信を送信、発信または、中間的または一時的な記憶装置に保存すること。
  - (2) 映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、あるいは次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用される機器へのアクセスをエンドユーザーが獲得できるよう、ディレクトリー、インデックス、レファレン

ス、ポインター、メニュー、ガイド、ユーザーインターフェース、ハイパーテキストリンクといった、情報のローテーションを示すツールを提供すること。

- (b) 例外—映像プログラム、オンライン・コンテンツ、アプリケーション、サービス、次世代通信サービス、あるいは次世代通信サービスを提供またはそれにアクセスするために使用される機器に関する、この法律(およびこの法律によって改正または付加されるコミュニケーション法1934年版の法的条項)で定める要求に適合するために、第三者のアプリケーション、サービス、ソフトウェア、ハードウェア、または装置に依存する者は何人も、サブセクション(a)における責任に関する制限を適用されないものとする。

#### 第3条 特許技術

連邦通信委員会(Federal Communications Commission)がこの法律またはこの法律によってなされる改正事項を施行するために行ういかなる行為も、特許技術の使用または抱合(incorporation)を命じるものではない。

#### 第1編—通信アクセス

##### 第101条 定義

コミュニケーション法1934年版(Communications Act of 1934) (47 U.S.C. 153)の第3条を、以下の通り改正する。

(1) 条文の末尾に以下のパラグラフを追加する。

「(53) 次世代通信サービス—「次世代通信サービス(advanced communications services)」とは、以下のことである。

- (A) 相互接続によるVoIPサービス。
- (B) 非相互接続によるVoIPサービス。
- (C) 電子メッセージサービス。 および
- (D) 双方向テレビ会議サービス。

(54) 消費者発信型メディア—「消費者発信型メディア(consumer generated media)」とは、消費者によって創作されオンラインウェブサイトやインターネット上のサービスで利用可能とされるコンテンツのことであり、映像、音声、マルチメディアコンテンツを含む。

(55) 障害—「障害(disability)」とは、障害のあるアメリカ人法1990年版(Americans with Disabilities Act of 1990) (42 U.S.C. 12102)の第3条においてこの用語に付与される意味を持つものである。

(56) 電子メッセージサービス—「電子メッセージサービス(electronic messaging service)」とは、通信ネットワーク上で個人同士がリアルタイムまたはほぼリアルタイムに交わせるテキスト形式の非音声メッセージを提供するサービスのことであり。

(57) 相互接続によるVoIPサービス—「相互接続によるVoIPサービス(interconnected VoIP service)」とは、連邦規則集(Code of Federal Regulations)第47編第9.3条においてこの用語に与えられる意味を持つものであり、この条項は状況の変化に応じて改正されることがある。

(58) 非相互接続によるVoIPサービス—「非相互接続によるVoIPサービス(non-interconnected VoIP service)」とは、以下の通りである。

- (A) 以下のサービスを意味する。  
 (i) インターネットプロトコルまたはそれに代わるプロトコルを使用してユーザーのロケーションから発信またはそこに到達するリアルタイムの音声通信を可能とし、かつ  
 (ii) 加入者宅内装置と互換性をもつインターネットプロトコルを必要とするサービス。  
 (B) 相互接続によるVoIPサービスであるいかなるサービスをも含まない。

(59) 双方向テレビ会議サービス「双方向テレビ会議サービス(interoperable video conferencing service)」とは、音声を含むリアルタイムの映像通信を提供するサービスのことであり、ユーザーの選択によりユーザー同士が情報を共有することを可能とするものである。」

(2) パラグラフ(1)から(52)およびこの条項のパラグラフ(1)によって追加されたパラグラフを、パラグラフの見出しに基づいてアルファベット順に並び替え、順番に従って番号を付与する。

#### 第102条 補聴器との互換性

##### (a) 互換性の要件—

(1) 障害者のための電話サービス—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(b)(1))の第710(b)(1)条を改正し、以下の通り読み替える。

「(b)(1)パラグラフ(2)および(3)およびサブセクション(c)で提示する例外を除き、委員会は次のことを求めるものとする。すなわち、このパラグラフで記述する加入者宅内装置が、電話が補聴器との互換性に関して技術的な基準を満たし補聴器が電話と互換性を持つように設計されている限り、補聴器を効果的に使用するための内部的な手段を提供することである。このパラグラフで記述する加入者宅内装置とは、以下の通りである。

- (A) 不可欠であるすべての電話。  
 (B) 補聴器互換性法1988年版(Hearing Aid Compatibility Act of 1988)が制定された日から1年を経た後にアメリカ合衆国内で製造されるすべての電話(輸出用を除く)、または同制定日から1年を経た後にアメリカ合衆国内で使用するために輸入されるすべての電話。  
 (C) 次世代通信サービスに使われるすべての加入者宅内装置であって、機能の面で電話と同等の様式で耳に当てることを想定した内蔵型スピーカーを通して双方向の音声通信を提供するように設計され、サブセクション(e)の委員会で定める規則の対象となるもの。

(2) 追加の改正事項—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(b))の第710(b)条をさらに以下の通り改正する。

##### (A) パラグラフ(2)において—

(i) サブパラグラフ(A)において—

(I) (i)節に先行する事項において—

(aa) 「最初の」を削除する。

(bb) 「補聴器互換性法1988年版の制定日の後、このサブセクションの」を削除する。

(cc) 「このサブセクションのパラグラフ(1)(B)」を削除し、「パラグラフ(1)のサブパラグラフ(B)および(C)」を追加する。

(II) (ii)節の末尾に「および」を追加する。

(III) (iii)節を削除する。 および

(IV) (iv)節を(iii)節と変更する。

(ii) サブパラグラフ(B)を削除し、サブパラグラフ(C)をサブパラグラフ(B)と変更する。

(iii) (変更後の)サブパラグラフ(B)において—

(I) 最初の1文を削除し、次の語句を追加する。

「委員会は、このパラグラフのサブパラグラフ(A)において記述する電話およびその他の加入者宅内装置に関する免除事項を実際に継続することについての妥当性を、定期的に調査するものとする。」

(II) (iii)節および(iv)節において、「パラグラフ(1)(B)」を削除し、「パラグラフ(1)のサブパラグラフ(B)または(C)」を追加する。

##### (B) パラグラフ(4)(B)において—

(i) 「公共の移動」を削除し、「公共の移動とともに利用される電話」を追加する。

(ii) 「手段」の後に、「とともに全体的または部分的に使用される電話およびその他の加入者宅内装置」を追加する。

(iii) 「公共の地上移動電話サービス」の後の「および」を削除し、「または」を追加する。

(iv) 「パート22」を削除する。 および

(v) 「規則集」の後に、次の語句を追加する。「または、同等の機能を持つライセンス不要のワイヤレスサービス」。

##### (C) パラグラフ(4)(c)において—

(i) 「私的な無線サービス」とは」を削除し、「私的な無線サービスに使用される電話」とは」を追加する。 および

(ii) 「手段」の後に、「とともに全体的または部分的に使用される電話およびその他の加入者宅内装置」を追加する。

(b) 技術的な基準—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(c))の第710(c)条を改正し、末尾に以下の文章を追加する。「電話またはその他の加入者宅内装置は、市民の参加プロセスと利害関係のある消費者ステークホルダー(このセクションの目的のために委員会が定める)への意見聴取を通じて形成された、然るべき技術的な基準に適合するものである限り、このセクションの目的のために補聴器との互換性が考慮されるものとし、その期限は委員会が別途定める。委員会は、上記の技術的な基準を設定または承認するにあたって、聴力を喪失した人を含めた、市民の意見を聴くものとする。委員会は、第5(c)条に準じた被雇用者にこの権限を委任することができる。委員会は、基準がこのセクションの要件を満たしているかについて最終的な採決権を保持するものとする。」

(c) 規則の制定—コミュニケーション法1934年版の(47 U.S.C. 610(e))第710(e)条を以下の通り改正する。

(1) 「障害」を削除し、「損失」を追加する。 および

(2) 末尾に次の1文を追加する。「サブセクション(b)(1)

(c)の条項を実行するにあたり、委員会は、以下の各項に照らして必要な程度に適切なタイムテーブルまたはベンチマークを使用するものとする。すなわち(1)技術的な実現可能性、または(2)新しい技術のユーザーに対する市場性または利用可能性である。」

(d) 解釈の規則—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610(h))の第710(h)条を改正し、以下の通り読み替える。

「(h)解釈の規則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版のいかなる条項も、その法律の制定日において、連邦規則集第47編第20.19条で事前定められた委員会の規則を修正すると解釈してはならないものとする。」

#### 第103条 リレーサービス

(a) 定義—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 225(a)(3))の第225(a)条のパラグラフ(3)を改正し、以下の通り読み替える。

「(3) 電話リレーサービス—「電話リレーサービス」(Telecommunications Relay Services)とは、ろう者、難聴者、盲ろう者である、または言語障害を持つ個人が、言語障害を持たない聴者である個人が有線または無線で音

声通信サービスを利用して通信するのと機能的に同等の様式で、1人または複数の個人との有線または無線による通信に参与することを可能とする電話通信サービスのことである」

(b) インターネットプロトコルに基づくリレーサービス—上記の法律(47 U.S.C. 610以降)の第Ⅷ編を改正し、以下の条項を追加する。

「第715条 インターネットプロトコルに基づくリレーサービス—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日付から1年以内に、相互接続によるVoIPサービスプロバイダーおよび非相互接続によるVoIPサービスプロバイダーは、同法律の制定日において、連邦規則集第47編64.604(c)(5)(iii)で設立された電話通信リレーサービス基金に参加し、貢献を行うものとする。その様式については、上記の基金に対する他の貢献者が担う義務と一貫し比肩しうる義務を上記のプロバイダーが与えられるように、委員会が規則によってあらかじめ定めるものとする。」

第104条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス  
(a) 第Ⅷ編の改正—コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 610以降)の第Ⅷ編を、第103条での改正に加えて以下の条項を新たに追加し、改正する。

「第716条 次世代通信サービスおよび機器へのアクセス  
(a) 製造—

(1) 総則—サブセクション(e)に準じて設定された規則の適用日以降に製造され、その規則の対象となる機器に関して、エンドユーザー機器、ネットワーク機器、ソフトウェアを含む次世代通信サービスに利用される機器の製造者は、製造者が州を越えた取引において販売または他の手段で供給する機器およびソフトウェアが、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除き、障害のある個人にとってアクセシブルであり使用可能であることを保障しなければならない。

(2) 産業界のフレキシビリティ—上記の機器の製造者は、パラグラフ(1)で定める要件を以下の方法で満たすことができる。

(A) 製造者が提供する機器が、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。または

(B) 製造者が選択する場合、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。

(b) サービスプロバイダー—

(1) 総則—サブセクション(e)に準じて設定された規則の適用日以降に提供され、その規則の対象となるサービスに関して、次世代通信サービスを提供するプロバイダーは、プロバイダーが州を越えた取引においてまたは州を越えた取引に影響する形で提供できるサービスが、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除き、障害のある個人にとってアクセシブルであり使用可能であることを保障しなければならない。

(2) 産業界のフレキシビリティ—上記のサービスプロバイダーは、パラグラフ(1)で定める要件を以下の方法で満たすことができる。

(A) プロバイダーが提供するサービスが、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。または

(B) プロバイダーが選択する場合、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア

ア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。

(c) 互換性—サブセクション(a)または(b)で定める要件が達成不可能な場合、製造者またはプロバイダーは、このサブセクションの要件が達成不可能な場合を除いて、その機器またはサービスが、障害のある個人がアクセスを達成するために一般的に利用している既存の周辺機器または特別に設定された加入者宅装置との互換性を保障しなければならない。

(d) ネットワークの特性、機能、能力—次世代通信サービスを提供するプロバイダーは、アクセシビリティまたは利用可能性を妨げるネットワークの特性、機能、能力をインストールしないようにする義務を負う。

(e) 規則—

(1) 総則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日付から1年以内に、委員会は、この条項を施行するために必要とされる規則を公布するものとする。規則を制定するにあたり、委員会は以下のことを行う。

(A) 次世代通信サービスおよび次世代通信サービスに利用される機器のアクセシビリティ、利用可能性、互換性が、障害のある個人にとって保障されるように、達成目標を含めること。

(B) 次世代通信サービス、次世代通信サービスに利用される機器、または次世代通信サービスを提供するために利用されるネットワークを通じて送信される情報コンテンツにアクセシビリティが抱合されているときに、情報コンテンツのアクセシビリティを、次世代通信サービス、次世代通信サービスに利用される機器、および次世代通信サービスを提供するために利用されるネットワークが損なうまたは妨げることがないように規定すること。

(C) 製造者、サービスプロバイダー、およびサービスプロバイダーのネットワークにアクセスするアプリケーションまたはサービスの提供者が負うべき、この条項における義務を定めること。

(D) 委員会が、製造者およびサービスプロバイダーが(a)から(c)までのサブセクションに従う際に必要な免責事項として技術的な基準を採用する場合を除いて、技術的な基準について命じることがないこと。

(2) ガイドライン案—委員会は、この条項の要件に関して製造者またはプロバイダーに対するガイドライン案を発行するものとする。

(f) 第255条の対象となるサービスおよび機器—この条項の要件は、相互接続によるVoIPサービスを含めて、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版の制定日より前の日に第255条の対象となるサービスまたは機器には適用されないものとする。上記のサービスおよび機器は、第255条の要件の対象となるものとする。

(g) 達成可能の定義—この条項および第718条の目的において、「達成可能(achievable)」とは、合理的な努力または出費のことであり、委員会によって決定される。条項の要件が達成可能であるかどうか決定するにあたり、委員会は以下の要素を考慮するものとする。

(1) 当該の機器またはサービスに関して、この条項の要件に合わせるために必要とされる諸段階に関する性質と経費。

(2) 新しい通信技術の開発および配備を含めた、製造者またはプロバイダーの運用および当該の機器またはサービスの運用にかかる技術的および経済的な影響。

(3) 製造者またはプロバイダーの運用タイプ。

(4) 当該のサービスプロバイダーまたは製造者が、多様な幅を持つ機能性と特性を含み、異なる価格設定で提供されるアクセシブルなサービスまたは機器を

提供する範囲。

(h) 委員会のアクセシビリティ

(1) 免責—委員会は、次世代通信サービスの製造者またはプロバイダーその他利害関係のある者からの申し立てに対して、この条項の要件を免責する権限を有するものとする。その対象となる、次世代通信サービスを提供または同サービスにアクセスするのに利用される機器の特性または機能、同機器群、次世代通信サービスのプロバイダーまたは同サービス群は、以下の通りである。

(A) 次世代通信サービスにアクセス可能であるもの。および

(B) 多目的のために設計されているが、次世代通信サービス以外を主たる目的として設計されたもの。

(2) 少量生産物に対する免除—委員会は、少量生産物に対してはこの条項の要件を免除することができる。

(i) カスタマイズされた機器またはサービス—この条項は、カスタマイズされた機器またはサービスであって、公共に直接提供されるのではないもの、あるいは事実上公共に利用可能となる類のユーザーに直接提供されるのではないものについて、利用される機能にかかわらず適用されないものとする。

(j) 解釈の規則—この条項は、次世代通信サービスに利用される機器の製造者または次世代通信サービスのプロバイダーがすべての機器またはサービスのすべての特性および機能をすべての障害者にアクセシブルにすることを要求するとは解釈されないものとする。」

「第717条 実施および記録義務

(a) 苦情申し立てと実施の手順—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版の制定日から1年以内に、委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する公式および非公式の苦情を申し立てるための規則を制定し、上記の違反に関して委員会が実施する活動の手順を制定し、上記の条項の対象となる製造者およびプロバイダーが担うパラグラフ(5)の記録義務を実行するものとする。上記の規則は、以下の条項を含むものとする。

(1) 費用の不要—委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する苦情を申し立てる個人にいかなる費用をも請求しないものとする。

(2) 苦情の受理—委員会は、第255条および第716条および第718条に違反することを告発する苦情の受理について、独立したかつ特定可能な電子・電話・対面による受理窓口を設けるものとする。

(3) 委員会に対する苦情申し立て

(A) 総則—第255条および第716条および第718条の対象となる機器の製造者またはサービスのプロバイダーが上記の条項に違反することを告発する者は、委員会に対して公式または非公式の苦情申し立てを行うことができる。

(B) 非公式の苦情申し立てに対する調査—委員会は非公式の苦情申し立てによる告発を調査し、苦情申し立てが委員会に対してなされた日から180日以内に、苦情申し立ての内容が同日までに解決された場合を除いて、調査を結論づける命令を発するものとする。命令は、違反があったかどうかの決定を含むものとする。

(i) 委員会が違反があったと決定する場合、委員会は、この条項で定める命令またはその後続く命令において、委員会がその命令において設定する期日までに、製造者またはサービスプロバイダーにサービスを変更するように指示し、あるいは製造者の場合は次世代の機器または装置を変更するように指示し、それらの条項の要件に適合するようにさせることができる。

(ii) 違反なしの場合—違反がなかったとの決定がなされる場合、委員会はその決定をした

根拠を示すものとする。

(C) 苦情申し立ての統一実質的に同様の違反に関する苦情申し立てについて、委員会はその調査と決議を統合することができる。

(4) 反論の機会—委員会がパラグラフ(3)に従った決定を下す前に、苦情申し立ての対象となる関係者はその苦情申し立てに反論する合理的な機会を与えられ、その反論においては上記の決定に関連するいかなる要素も含むことができる。パラグラフ(3)(B)

(i) における最終的な命令を発する前に、委員会は当該の関係者に、提案される改善活動について意見を述べる合理的な機会を与えるものとする。

(5) 記録—

(A) 第716(e)条に従って公布される規則の発効日から1年後より、第255条および第716条および第718条の対象となる製造者またはプロバイダーは、通常の業務および合理的な期間において、上記の製造者またはプロバイダーが第255条および第716条および第718条を施行するためになした努力を記録するものとする。その記録には次の各項を含むものとする。

(i) 製造者またはプロバイダーが障害のある個人の意見を聴取するためになした努力に関する情報。

(ii) その製品およびサービスのアクセシビリティに関する特性の記述。

(iii) その製品およびサービスが、障害のある個人がアクセスを達成するために一般的に利用している既存の周辺機器または特別に設定された加入者宅装置との互換性を有しているかについての情報。

(B) 製造者またはプロバイダーの担当者は、記録がサブパラグラフ(A)に適合するように保たれていることを年次ごとに証明する書類を委員会に提出するものとする。

(C) パラグラフ(3)で言及した様式で製造者またはプロバイダーに対してなされた公式または非公式の苦情申し立てを受理した後、委員会は、このパラグラフのサブパラグラフ(A)に従って製造者またはプロバイダーが維持する記録であって、その苦情申し立ての対象となる機器またはサービスに直接の関連がある記録を1部提出することを求めるものとし、その記録の秘密は守られるものとする。

(6) 行動の不履行—委員会がパラグラフ(3)で言及した様式でなされた苦情申し立てに対して行動する責任を果たさない場合、上記の苦情申し立てをした者は、コロンビア特別区のアメリカ合衆国控訴裁判所(United States Court of Appeals for the District of Columbia)法律職務執行の訴えを起し、委員会に責任を遂行するように求めることができる。

(7) 委員会の権限—第255(e)の制限は、第255条、第716条および第718条の違反を申し立てる主張に適用されるものとする。このパラグラフのいかなる内容も、パラグラフ(6)における法律職務執行の訴えまたは第402(b)(10)に従ったいかなる訴えにも影響または制限することはないものとする。

(8) 苦情申し立ての私的解決—委員会の規則またはこの法律のいかなる内容も、苦情申し立てを行う者、および製造者またはプロバイダーに対して、苦情申し立ての進行について委員会が最終的な決定を下すのに先立って公式または非公式の苦情申し立ての解決をはかることを妨げるようには解釈されないものとする。そのように解決がなされる場合、関係者は合同で苦情申し立ての取り消しを要求し、委員会はその要求を受け入れるものとする。

(b) 議会への報告—

(1) 総則—21世紀における通信および映像アクセシビ

テイ法2010年版が制定された日から2年ごとに、委員会は、上院の商業・科学・交通委員会(Committee on Commerce, Science, and Transportation of the Senate)および下院のエネルギー・商業委員会(Committee on Energy and Commerce of the House of Representatives)に、以下の各項を含む報告書を提出するものとする。

- (A) 第255条、第716条および第718条がどの程度順守されているかについての調査。
- (B) 新しい通信技術に関して、アクセシビリティに対するバリアがどの程度残されているかについての計測結果。
- (C) 報告の対象となる2年間にサブセクション(a)に従って受理した苦情申し立ての数と性質。
- (D) 上記の苦情申し立てを解決するために、罰則の設定を含めてこの条項に従ってなされた行動の記述。
- (E) それぞれの苦情申し立てを解決するために委員会が必要とした期間。
- (F) サブセクション(a)(6)に従って申し立てられた法律職務執行の訴えに対してなされた行動の数、状況、性質および結果、ならびに第402条(b)(10)に従って申し立てられた訴えについての数、状況、性質および結果。
- (G) 新しい通信技術の開発と採用についてこの条項で定める要件の影響の計測結果。
- (2) 必要なパブリックコメント—委員会は、このサブセクションで定める報告について、上院および下院の委員会にその成果を提出するのに先立って、パブリックコメントを求めるものとする。
- (c) 会計検査院長官による施行調査
- (1) 総則—会計検査院長官(Comptroller General)は、以下の各項について検討し評価する調査を行うものとする。
- (A) 委員会がこの条項の要件を順守しているか。サブセクション(a)に従ってなされる苦情申し立てに対する行動について、この条項以降で設定される期日をどの程度順守しているかを含む。
- (B) この条項に従って委員会が行う実施行動が、この条項を順守させるのにあたって妥当であり効果的であったかどうかどうか。
- (C) この条項における実施についての条項が、この条項を順守させるのにあたって適切であったかどうか。
- (D) この条項の要件が新しい通信技術の開発および採用に影響があったかどうか、(もしあった場合)それはどの程度であったか。
- (2) 報告—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から5年以内に、会計検査院長官は、上院の商業・科学・交通委員会および下院のエネルギー・商業委員会に、パラグラフ(1)によって求められる考察の結果についての報告書を提出するものとする。その報告には、この条項を施行する手順および手段がどのように改変または改善されるかについての勧告を付加するものとする。
- (d) 情報提供機関—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から1年を超える日より前に、委員会は、建築・交通バリアに関するコンプライアンス諮問委員会(Architectural and Transportation Barriers Compliance Board)、国立通信情報局(National Telecommunications and Information Administration)、業界団体および障害のある個人を代表する団体から意見を聴き、アクセシブルな製品の利用可能性、ならびに第255条、第716条および第718条によって求められるアクセシビリティの解決法についての情報を提供する機関を設立するものとする。上記の情報は、委員会のウェブサイトおよびその他の手段を通じて公開するものとし、そこには製品および

サービスの一覧表を年次で更新しそのアクセスについての特性とともに掲載するものとする。

- (e) 広報および教育—サブセクション(d)において求められる情報提供機関を設立するにあたって、委員会は、国立通信情報局と協働しながら、情報提供機関の利用可能性ならびに第255条、第716条および第718条において可能となる保護策および解決策について公に知らしめるための情報プログラムおよび教育プログラムを実施することとする。」

〔第718条 公共のモバイルサービスに利用される電話に搭載されるインターネットブラウザ—

- (a) アクセシビリティ—公共のモバイルサービス(第710条(b)(4)(B)において定義した意味における)に利用される電話の製造者がその電話にインターネットブラウザを搭載する場合、またはモバイルサービスのプロバイダーが消費者に販売する電話にブラウザの搭載を手配する場合、製造者またはプロバイダーは、搭載されるブラウザの機能(ブラウザを起動する能力を含めて)が、達成不可能である場合を除き、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能であることを保障するものとする。ただし、このサブセクションは、製造者またはプロバイダーが以下のことを行うことを強制するものではない。

(1) 製造者またはプロバイダーが電話に搭載または手配するブラウザ—以外のインターネットブラウザをアクセシブルまたは利用可能とすること。

(2) インターネットのコンテンツ、アプリケーションまたはサービスを(障害のある個人が搭載されたブラウザを使ってそのコンテンツ、アプリケーションまたはサービスを利用できるようにすること以外に)アクセシブルまたは利用可能とすること。

- (b) 産業界のフレキシビリティ—製造者またはプロバイダーは、上記の電話またはサービスに関してサブセクション(a)で定める要件を以下の方法で満たすことができる。

(1) 上記の製造者またはプロバイダーが提供する電話またはサービスが、第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用することなく、障害のある個人にとってアクセシブルであり、利用可能であることを保障すること。または

(2) 第三者のアプリケーション、周辺機器、ソフトウェア、ハードウェア、加入者宅内装置を利用でき、それが消費者にとって低価格で入手可能であって障害のある個人がアクセスできるものであること。」

(c) 第718条の発効日—サブセクション(a)によって追加されたコミュニケーション法1934年版の第718条は、この法律の制定日から3年後に発効するものとする。

(d) 第V編の改正—コミュニケーション法1934年版の第503条(b)(2)(47 U.S.C. 503(b)(2))を改正し、サブパラグラフ(E)の後に以下の文言を追加する。

「(F) この条項のパラグラフ(5)に関して、違反者が第255条、第716条および第718条の対象となる製造者またはサービスプロバイダーであり、その要件に違反していることが委員会によって認定された場合、その製造者またはプロバイダーは、違反事項1件につき、または継続する違反の場合はその1日につき、罰金として100,000ドルをアメリカ合衆国政府に支払うものとする。ただし、継続する違反の場合は、1件の違反行為または行為の不履行につき総額1,000,000ドルを上限とする。」

(e) 委員会の決定についての再検討—コミュニケーション法1934年版の第402条(b)(2)(47 U.S.C. 402(b))を改正し、以下のパラグラフを新たに追加する。

「(10) 第717条(a)(3)に従って委員会が下した決定に不服がある者、またはその決定により不利益を受ける者。」

第105条 盲ろう者である個人のためのリレーサービス—コミュニケーション法1934年版の第VII編を、第104条での改正に加えて以下の条項を新たに追加し、改正する。

〔第719条 盲ろう者である個人のためのリレーサービス

- (a) 総則—21世紀におけるコミュニケーションへの平等なアクセスに関する法律 (Equal Access to 21st Century Communications Act) が制定される日から6ヶ月以内に、委員会は、相互接続サービスならびに次世代電話通信サービスおよび情報サービスを含めた電話通信サービス、インターネットアクセスサービスおよび次世代通信を提供するための特別に設計された加入者宅内装置であって、盲ろう者である個人にとってアクセシブルである製品の流通に関して、委員会が承認するプログラムをリレーサービスに適格であるものとして定める規則を制定することとする。
- (b) 盲ろう者である個人の定義—このサブセクションの目的にあたって、「盲ろう者である個人 (individuals who are deaf-blind)」という用語は、リハビリテーション法1992年改正版 (Rehabilitation Act Amendments of 1992) を改正したヘレンケラー国立センター法 (Helen Keller National Center Act) (29 U.S.C. 1905 (2)) において与えられるのと同じ意味を持つものとする。
- (c) 年間の総額—委員会が、年度ごとに州間リレー基金から提供できる助成金の総額は、10,000,000ドルを上限とするものとする。

#### 第106条 緊急時のアクセスに関する諮問委員会

- (a) 設立—障害のある個人による緊急時サービスへの平等なアクセスを達成する目的のために、インターネットプロトコルにより可能となる全国規模の緊急時ネットワークへの移行の一環として、この法律が制定された日付から60日を越えるよりも前に、委員長は諮問委員会を設立し、その委員会は緊急時アクセスに関する諮問委員会 (Emergency Access Advisory Committee) と称するものとする (この条項では「諮問委員会」と呼ぶ)。
- (b) 委員—この法律が制定された日付からできる限り速やかに、委員長は諮問委員会の委員を任命するものとする。そのさいには、障害のある個人とその他のステークホルダーとのバランスを確保し、2人の委員を共同の委員長として指名すること。諮問委員会の委員は、以下に挙げる集団から選定するものとする。
- (1) 州政府および地方政府ならびにその緊急時対応機関—当該の政府および機関を代表する組織によって推薦された個人のなかから選出される、州政府および地方政府の代表者ならびにその緊急時対応機関の代表者。
  - (2) 当該の問題に関する専門家—諮問委員会がその義務を全うするために必要な技術的知識および専門技能を有する個人であって、以下を代表する者を含む。
    - (A) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスのプロバイダー。
    - (B) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスを提供するためのシステム、施設、機器および特性の販売者、開発者および製造者。
    - (C) 障害のある個人および高齢者を代表する全国規模の団体。
    - (D) 次世代型E9-1-1システム (Next Generation E9-1-1 system) の実行を担当する連邦機関または部署。
    - (E) 国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology)。および
    - (F) 同様の技術的知識および専門技能を有するその他の個人
  - (3) その他のステークホルダーおよび利害関係者の代表者—その他のステークホルダーおよび利害が関係する者の代表者であって、委員長が適切と判断する者。
- (c) 勧告の起草—サブセクション (b) に従って委員長が委員を任命する過程が完了してから1年以内に、諮問委員会は、障害のある個人に関する全国規模の調査を実施し、サブセクション (b) (2) に記述したグループから

の意見を求めるものとし、どの技術および方法を利用すれば障害のある個人にとって緊急時のサービスに対する平等なアクセスが最も効果的かつ効率的に可能となるかについて決定するものとする。そして、上記の技術および方法を実行するための勧告を、以下に関する勧告を含めて起草し、委員会に提出するものとする。

- (1) インターネットプロトコルによって可能となる全国ネットワークへの移行の一環として、上記ネットワークを通じて送信される信頼できる双方向通信を達成し、障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを保障するためにどのような行動が必要であるかに関する勧告。
  - (2) 障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを保障するために必要な信頼性および双方向性を確保するためのプロトコル、技術的特性および技術的要件についての勧告。
  - (3) 公共の緊急通報応答ポイント、デフォルトに指定された緊急通報応答ポイントおよび地元の緊急対応機関が利用する技術的要件の設定に関する勧告。
  - (4) 信頼できる緊急時アクセスの利用を可能とする通信施設および機器ならびに技術に対して妥当な技術的基準および要件に関する勧告。
  - (5) IPによって可能となるネットワークのプロバイダーが、技術的基準と相容れない特性、機能、性能を搭載しないことを保障するために従うべき手順に関する勧告。
  - (6) 相互接続および非相互接続によるVoIPサービスのプロバイダーならびに上記のサービスのために利用される機器の製造者が、達成可能な場合に、パラグラフ (1) から (5) において求められる行動を達成すべき期日に関する提言。および、現世代のTTY技術を利用する代わりに、同技術を置き換え、障害のある個人に対して緊急時のサービスへのアクセスを可能とするより効果的かつ効率的な技術を導入するために可能な段階移行に関する勧告。
  - (7) 電話リレーサービスを提供するための新しい技術および方法をリレーサービスのプロバイダーが採用することをふまえて、電話リレーサービスの利用者のために、9-1-1 [緊急通報] サービスおよびE911サービスに関する委員会の規則 (国立通信情報局法 (National Telecommunications and Information Administration Organization Act) (47 U.S.C. 942(e) (4)) の158(e) (4) 条において定められている) をアップデートする規則の設定に関する勧告。および
  - (8) 技術的および経済的に有益であることを考慮した勧告。
- (d) 会議—
- (1) 第1回会議—諮問委員会の第1回会議は、サブセクション (b) に従って委員長が委員を任命する過程が完了してから45日を越えるよりも前に開催するものとする。
  - (2) その他の会議—第1回会議の後、諮問委員会は委員長の招集により開催するものとするが、サブセクション (c) において求められる提言の作成と提出が完了するまでは1ヶ月に1度は開催しなければならない。
  - (3) 告知会議の公開—諮問委員会が開催する会議は、いずれも、遅くとも14日前までに告知し、一般に公開するものとする。
- (e) 規則—
- (1) 定足数—諮問委員会の委員のうち3分の1をもって、諮問委員会の業務を遂行するための定足数を構成するものとする。
  - (2) 準委員会—諮問委員会がその機能を果たすのを補助するために、委員長は、諮問委員会の委員および必要に応じて定める当該の分野の専門家から構成される適切な準委員会を設立することができる。
  - (3) 規則の付加—諮問委員会は、必要に応じてその他

の規則を適用することができる。

(f) 連邦諮問委員会法—連邦諮問委員会法 (Federal Advisory Committee Act) (5 U.S.C. App.) は、この諮問委員会には適用されない。

(g) 勧告の実施—委員会は、インターネットプロトコルによって可能となる緊急時ネットワークへのアクセスを障害のある個人に対して保障する、信頼できる双方向通信を達成するために必要である場合に、それが達成可能であり技術的に有益である限り、諮問委員会が提案する提言を実行するための規則ならびにその他の規則、技術的基準、プロトコルおよび手順を公布する権限を持つものとする。

(h) 定義—この条項においては、

- (1) 「委員会 (Commission)」とは、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) のことである。
- (2) 「委員長 (Chairman)」とは、連邦通信委員長 (Chairman of the Federal Communications Commission) のことである。
- (3) その他の用語は、ほかに言及がない限り、コミュニケーション法1934年版(47 U.S.C. 153)第3条において与えられる意味を持つ。

## 第2編—映像プログラム

### 第201条 映像プログラムおよび緊急時アクセスに関する諮問委員会

- (a) 設立—この法律が制定された日付から60日を越えるよりも前に、委員長は諮問委員会を設立し、その委員会は映像プログラムおよび緊急時アクセスに関する諮問委員会 (Video Programming and Emergency Access Advisory Committee) と称するものとする。
- (b) 委員—この法律が制定された日付からできる限り速やかに、委員長は、諮問委員会がその義務を果たすための技術的知識および専門的技能を有する個人を任命するものとする。その個人は、以下に挙げる集団から選定するものとする。
  - (1) 映像プログラムの供給者およびプロバイダーを代表する者、または上記の供給者を代表する全国規模の組織。
  - (2) インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムを提供するためのシステム、施設、機器および性能の販売者、開発者および製造者を代表する者、または上記の販売者、開発者または製造者を代表する全国規模の組織。
  - (3) 消費者向け電子機器または情報技術機器の製造者を代表する者、または上記の製造者を代表する全国規模の組織。
  - (4) 映像プログラムのプロデューサーを代表する者、または上記のプロデューサーを代表する全国規模の組織。
  - (5) 障害のある個人および高齢者を含めて、アクセシビリティの権利擁護者を代表する全国規模の組織を代表する者。
  - (6) テレビジョン放送業界を代表する者、または上記の業界を代表する全国規模の組織。
  - (7) その他、技術的知識および専門的技能を有する個人であって、委員長が適切と判断する者。
- (c) 委員会の監督—委員長は、委員会の技術スタッフメンバーのうちから1人を任命し、諮問委員会の業務を調整および指示させるものとする。
- (d) 技術スタッフ—委員会は、委員会の技術スタッフメンバーのうちから1人を任命し、諮問委員会の技術的な補助にあたらせるものとする。
- (e) 勧告の起草—
  - (1) クローズドキャプション報告書—諮問委員会の第1回会議が開催される日付から6ヵ月以内に、諮問委員会は以下の内容を含む報告書を起草し、委員会

に提出するものとする。

(A) クローズドキャプションサービスを提供する期限に関するスケジュールの勧告。

(B) コンテンツプロバイダー、コンテンツ供給者、インターネットサービスプロバイダー、ソフトウェア開発者および機器開発者が、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムのクローズドキャプションを、信頼のおける方法でコード化、送信、受信および到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能および技術的手順に関する性能要件の特定。

(C) 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日においては利用可能でないプロトコル、技術的性能および技術的手順のうち、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムのクローズドキャプションを送信するにあたってサブパラグラフ (B) で特定される性能目標を満たすために追加が必要となるプロトコル、技術的性能および技術的手順の特定。

(D) サブパラグラフ (B) で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告。

(E) 消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムと、クローズドキャプションへのアクセスを容易にするためにそのプログラムの受信と表示を可能とする機器との互換性を保障するために必要とされる規則に関する勧告。

(2) 映像解説、緊急情報、ユーザーインターフェースならびに映像プログラムのガイドおよびメニュー—この法律が制定された日付から18ヵ月以内に、諮問委員会は以下の内容を含む報告書を起草し、委員会に提出するものとする。

(A) 映像解説および緊急情報を提供する期限に関するスケジュールの勧告。

(B) コンテンツプロバイダー、コンテンツ供給者、インターネットサービスプロバイダー、ソフトウェア開発者および機器製造者が、消費者発信型メディアを除く映像プログラムの映像解説、およびインターネットプロトコルまたはデジタル放送テレビジョンを利用して送信される緊急情報を、信頼のおける方法でコード化、送信、受信および到達させることができるために必要となる、プロトコル、技術的性能および技術的手順に関する性能要件の特定。

(C) 21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日においては利用可能でないプロトコル、技術的性能および技術的手順のうち、消費者発信型メディアを除く映像プログラムの映像解説、およびインターネットプロトコルを利用して送信される緊急情報を送信するにあたってサブパラグラフ (B) で特定される性能目標を満たすために追加が必要となるプロトコル、技術的性能および技術的手順の特定。

(D) サブパラグラフ (B) で特定される性能目標を実現するための技術的基準に関する勧告。

(E) 映像解説および緊急情報へのアクセスが容易になるよう、消費者発信型メディアを除く、インターネットプロトコルを利用して送信される映像プログラムと、映像プログラムの受信と表示を可能にする機器と互換性を保障するために必要とされる規則に関する勧告。

(F) ユーザーインターフェースに関して、音声と同時に送信される映像プログラムを受信または表示するために設計された機器 (インターネットプロトコルを利用するサービス手段によって送信される映像プログラムを受信または表示するために

設計された機器を含む)の機能が、障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能となるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。

(G)ユーザーインターフェースに関して、サブパラグラフ(F)において記述する機器の機能にアクセスするために利用されるスクリーン上のテキストメニューおよびその他の視覚上の指標が音声出力を伴うことを可能とし、上記のメニューまたは指標が障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能となるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。

(H)映像プログラムガイドおよびメニューに関して、ナビゲーション装置、ガイドまたはメニューの手段によって提供される映像プログラムの情報および選択(Selection)が、盲者であるまたは視覚障害のある個人がリアルタイムでアクセシブルとなるために利用される基準、プロトコルおよび手順に関する勧告。

(3)基準制定機関による作業の考慮—諮問委員会による勧告は、可能な限り、パラグラフ(1)および(2)において記述する各々の目的のために、認定された産業界の基準制定機関が採用した基準、プロトコルおよび手順を包含するものとする。

(f) 会議—

(1)第1回会議—諮問委員会の第1回会議は、この法律が制定される日付から180日を越えるよりも前に開催するものとする。

(2)その他の会議—第1回会議の後、諮問委員会は委員長の招集により開催するものとする。

(3)告知：会議の公開—諮問委員会が開催する会議はいずれも、遅くとも14日前までに告知し、一般に公開するものとする。

(g) 手順に関する規則

(1)定足数—諮問委員会の委員のうち3分の1の出席をもって、諮問委員会の業務を遂行するための定足数を構成するものとする。

(2)準委員会—諮問委員会がその機能を果たすのを補助するために、委員長は、諮問委員会の委員および当該分野の専門家から構成される適切な準委員会を設立することができる。

(3)手順に関する規則の付加—諮問委員会は、必要に応じてその他の手順に関する規則を適用することができる。

(h)連邦諮問委員会法—連邦諮問委員会法(5 U.S.C. App.)は、この諮問委員会には適用されない。

第202条 映像解説およびクロズドキャプション

(a) [音声による]映像解説—コミュニケーション法1934年版の第713条(47 U.S.C. 613)を、以下の通り改正する。

- (1)サブセクション(f)および(g)を削除する。
- (2)(h)をサブセクション(i)に記号変更する。 および
- (3)サブセクション(e)の後に以下の文言を加える。

〔f) 映像解説—

(1)規則の再発効—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から1年を経過した日に、委員会は、規則制定の後、映像プログラムの映像解説に関する報告および命令の施行令(Implementation of Video Description of Video Programming Report and Order (15 F.C.C.R. 15,230 (2000))),2001年に一部改正(recon. granted, denied in part)され(16 F.C.C.R. 1251 (2001)),パラグラフ(2)に従って修正するものにおいて定められる映像解説の規則を再発効するものとする。

(2)再発効する規則の修正—上記の規則は、以下の通り修正が加えられるものとする。

(A)この規則は、サブセクション(h)において定義さ

れ、デジタル形式でテレビジョン画面に表示するために送信される映像プログラムに適用されるものとする。

(B)委員会は、上位25位に指定されたマーケット領域のリスト、このパラグラフで定める免除に当てはまらないプライムタイム番組を3カ月で50時間以上流す上位5位の全国の非放送ネットワークのリスト、および順守度を計測し始める週をアップデートするものとする。

(C)この規則は、映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者が、この条項で定める要件が経済的に過重な負担となることを示すことにより、要件の免除を委員会に申し立てることを認めるものとする。

(D)委員会は、サービス、サービス群、プログラム、プログラム群、機器または機器群のうち、パラグラフ(1)に基づく規則を適用すると上記のサービス、プログラムまたは機器のプロバイダーにとって経済的に過重な負担になると判断するものについては、上記の規則を免除することができる。

(E)この規則は、生中継または生中継に近いプログラムには適用されない。

(F)この規則は、順守の期日を定める適切かつ段階的なスケジュールを設けるものとする。

(G)委員会は、映像プログラムのすべてのプロバイダーおよび所有者に対して、技術的な可能性という理由から再発効される規則の免除および制限を拡張することを考慮するものとする。

(3)映像解説のさらなる要件に関する調査—委員会は、再発効された規則の段階的適用が完了してから1年を越えるよりも前に以下の調査を開始し、その時点から1年後に以下の各項について判明したことを議会に報告するものとする。

(A)テレビジョンプログラムにおける映像解説—テレビジョンで配信される映像プログラムの映像解説の利用可能性、利用度および利点。ならびに、上記映像解説の提供に関連する技術上や制作上の課題、映像プログラムのプロバイダーおよびプログラム所有者にとって上記映像解説を提供するさいの、かかる経済的コストについて。

(B)インターネット上で配信される映像プログラムの映像解説—インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムに映像解説を提供するさいの、技術上および運用上の課題、コストおよび利点について。

(4)持続する委員会の権限—

(A)総則—委員会が追加で規則を発行することができるのは、委員会が、パラグラフ(3)で求められる報告を完了してから少なくとも2年後に、映像プログラムに映像解説を提供する必要性および利点が、そのプログラムがテレビジョン画面に表示される形式で配信される場合、上記付加プログラムを提供する技術的および経済的コストを上まわると判断する場合とする。

(B)制限—委員会がサブパラグラフ(A)に定める判断を下し、追加で規則を発行する場合、委員会は、パラグラフ(1)において再発効される規則で定める、映像解説を加えるプログラムの時間数の要件の75%を越える増加はできないものとする。

(C)指定されたマーケット領域への適用—

(i)総則—委員会は、パラグラフ(3)で求められる映像解説に関する報告を完了した後、上位60位に指定されたマーケット領域に対して映像解説規則の段階的適用を行うものとする。ただし、委員会が適切と判断する特定のマーケット領域における団体(entities)について免除を認める場合を除く。

- (ii) 段階的適用の期日—(i)節で記述される段階的適用は、21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から6年を越える前に完了するものとする。
- (iii) 報告—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から9年後に、委員会は下院のエネルギー委員会(Committee on Energy)および上院の商業・科学・交通委員会(Committee on Commerce, Science, and Transportation)に下記について調査した報告書を提出するものとする。
- (I) 映像解説を付加した映像プログラムのうち、消費者にとって利用可能であるものの種類。
- (II) 上記プログラムの消費者の利用度。
- (III) 上記プログラムを制作するにあたって、プログラム所有者、プロバイダーおよび配信者にかかるコスト。
- (IV) 上記プログラムを制作するにあたって、上位60位から外れる指定マーケット領域のプログラム所有者、プロバイダーおよび配信者にかかると想定されるコスト。
- (V) 上記プログラムの消費者にとっての利点。
- (VI) 現在利用可能である上記プログラムの総数。および
- (VII) 上位60位から外れる指定マーケット領域における、映像解説を付加した映像プログラムの必要性。
- (iv) 追加のマーケット領域—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版が制定された日から10年後に、委員会は、(iii)節に定める報告に含まれる結果、結論および勧告に基づき、毎年最大10の指定マーケット領域を追加して映像解説規則の段階的適用を行う権限を有するものとする。その場合の条件は以下の通りである。
- (I) 上記追加マーケットにおけるプログラム所有者、プロバイダー、配信者に対して映像解説規則を実施するコストが合理的であると、委員会が判断する。および
- (II) 委員会が適切と判断する特定の指定マーケット領域における団体(entities)に免除を認める場合を除外する。
- (g) 緊急情報—諮問委員会がサブセクション(e)(2)に定める報告を委員会に提出してから1年を越える前に、委員会は以下に掲げる手続きを完了するものとする。
- (1) 緊急情報(連邦規則集第47編第79.2条で定義される用語における)を、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式で伝える方法を特定すること。
- (2) 映像プログラムのプロバイダーおよび映像プログラムの配信者(連邦規則集第47編第79.1条で定義される用語における)およびプログラムの所有者が、上記緊急情報を、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式で伝えることを義務づける規則を公布すること。
- (h) 定義—この条項、第303条および第330条の目的のために、以下の通り定義する。
- (1) 映像解説—映像解説(video description)とは、テレビジョンプログラムの主要な視覚要素について、プログラムの会話の間に挟まれる自然なポーズの合間に、ナレーション音声で解説を挿入することである。
- (2) 映像プログラム—映像プログラム(video programming)とは、テレビジョン放送局によるプログラム、またはテレビジョン放送局によって提供されるプログラムであると一般に考えられるプログラムのことである。ただし、消費者発信型メディアを含まない(第3条の定義による)。」
- (b) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムのクローズドキャプション—上記法律の第713条にさらに改正を加え、サブセクション(c)を削除して次の文言を付加する。
- 「(c) キャプション付与の期限—
- (1) 総則—サブセクション(b)に定められた規則は、テレビジョンにおいて公開または放映された映像プログラムにクローズドキャプションを提供する期限についての適切なスケジュールを含むものとする。
- (2) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムの期限—
- (A) インターネットプロトコルを利用して配信される映像プログラムのクローズドキャプションに関する規則—21世紀における通信および映像アクセシビリティ法2010年版のサブセクション(e)(1)において定められる、委員会への報告の提出から6か月を越えるよりも前に、委員会はその規則を改正し、その規則の発効日よりインターネットプロトコルを利用して配信されテレビジョン画面において公開または放映された映像プログラムのクローズドキャプションを提供することを求めるものとする。
- (B) スケジュール—このパラグラフにおいて定める規則は、クローズドキャプションを提供する期限について適切なスケジュールを含むものとする。そのさいに、上記プログラムがインターネット配信のために事前収録および編集されたものか、あるいは上記プログラムが生中継または生中継に近いものでありインターネット配信のために編集されたものではないものかを、考慮に入れるものとする。
- (C) コスト—委員会は、サブパラグラフ(A)において定める規則について、その規則の発効日よりインターネットプロトコルを利用して配信される生中継の映像プログラムに対して適用することが、映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者にとって経済的に重荷になると判断する場合、規則適用を延期または免除することができる。
- (D) 規則の要件—このパラグラフにおいて定める規則は、
- (i) 「生中継に近い番組(near-live programming)」および「インターネット配信のために編集された(edited for Internet distribution)」という用語の定義を含むものとする。
- (ii) サービス、サービス群、プログラム、プログラム群、機器、または機器のうち、その規則を適用することが上記サービス、プログラムまたは機器のプロバイダーにとって経済的に重荷になると委員会が判断する場合、免除することができる。
- (iii) 施行の目的のために、このサブセクションにおいて、「映像プログラムの配信(video programming distribution)および「映像プログラムのプロバイダー(video programming providers)」という用語は、インターネットプロトコルを利用して配信手段を通じて、映像番組をエンドユーザーで直接利用できるようにする団体(entities)を含むものであることを明示するものとする。
- (iv) 映像プログラムのプロバイダーまたは映像プログラムの所有者が負うべき責任について記述する。
- (v) 映像プログラムのプロバイダーおよび配信者が、法の適用対象となる映像プログラムについての情報を継続的に入手できる仕組みを確立する。
- (vi) 映像プログラムのプロバイダーまたは配信

者がクローズドキャプションまたは映像解説の信号の提供または授受を可能とする場合に順守されるものと見なし、プロバイダーまたは配信者が(v)において作成される仕組みを利用して法の適用対象となる映像プログラムを特定する十分な努力を払うことを考慮するものとする。 および

(vii) 映像プログラムのプロバイダーまたは配信者が上記規則に順守していない程度がごく軽微である場合、規則違反として扱わないう余地を残すものとする。

(3) 規則順守の代替手段—このサブセクションの paragraphs (2) (A) として改正されたサブセクション (b) における規則に定められる手段は、この条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、代替手段を通じてこの条項の要件を満たすことができる。」

(c) 調整のための改正—上記法律の第713 (b) を改正し、 paragraph (3) を削除して次の文言を付加する。

「(3) 映像プログラムのプロバイダーまたはプログラムの所有者は委員会に対してこの条項の要件の免除を申し立てることができる。委員会は、この条項に含まれる要件が経済的に重荷になることが示される場合にその申し立てを承認することができる。上記申し立ての結果が未決である間、上記プロバイダーまたは所有者はこの条項の要件を免除されるものとする。委員会は、委員会が上記要件が経済的に重荷になるかどうかを判断するのにさらに6ヵ月延長することが必要であるとみなす場合を除き、委員会が上記申し立てを受理してから6ヵ月以内に上記申し立ての全部もしくは一部、承認または否認を行うものとする。」

#### 第203条 クローズドキャプションデコーダーおよび映像解説機能

(a) 規則化する権限—コミュニケーション法1934年版第303 (u) 条 (47 U.S.C. 303 (u)) を、以下の通り改正する。

「(u) 技術的に可能である場合に、以下のことを求める。—

(1) 音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生するために設計された機器が、その機器がアメリカ合衆国内で製造されるまたはアメリカ合衆国で利用されるために輸入されるものであって、サイズに関わらず画像スクリーンを利用するものである場合—

(A) クローズドキャプション対応の映像プログラムを表示するために設計された、クローズドキャプションデコーダーの構成回路または性能を内蔵していること。

(B) デコードの性能を有し、第713 (f) 条において再発効および修正された要件によって求められる映像解説サービスを伝送および送信することを可能とすること。 および

(C) デコードの性能を有し、盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルである様式において緊急情報(委員会規則第79.2条(47 CFR 79.2)において定義される用語において)を利用できるようにすること。

(2) このサブセクションの paragraph (1) に関わらず—

(A) 上記 paragraph (1) で記述される機器のうち、画像スクリーンのサイズが13インチ未満であるものについては、上記 paragraph (1) が達成可能である場合(第716条において定義される意味において)にのみ上記 paragraph (1) のサブ paragraph (A) (B) または (C) の要件を満たすものとする。

(B) 表示機能のみの映像モニターであって、再生する性能を有しない機器または機器群については、上記 paragraph (1) の要件を免除するものとする。 および

(C) 委員会は、自発的にまたは製造者からの申し立てに対して、以下の機器または機器群についてはこのサブセクションの要件を免除する権限を

有するものとする。

(i) 音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生する以外の動作を行うために設計されたもの。 または

(ii) 多目的の動作を行うために設計された機器であり、音声と同時に送信される映像プログラムを受信または再生することは可能であるがその本質的な用途は他の目的によるもの。」

(b) その他の機器—コミュニケーション法1934年版第303条 (47 U.S.C. 303) にさらなる改正を加え、新たなサブセクションの後に次の文言を加える。

「(z) 以下のことを求める。—

(1) 達成可能である場合(第716条において定義される意味において)、音声と同時に送信される映像プログラムを録画するために設計された機器が、その機器がアメリカ合衆国内で製造されるまたはアメリカ合衆国で利用されるために輸入されるものについては、クローズドキャプション、映像解説の信号または緊急情報(連邦規則集第47編第79.2条において定義される用語において)の提供または授受を可能とし、上記プログラムの視聴者が映像プログラムを再生するときに画像スクリーンのサイズに関わらずクローズドキャプションおよび映像解説の表示および非表示を切り替えできるようにすること。 および

(2) デジタル形式の画像発信装置の相互接続機能および基準が、発信装置から加入者宅内装置にクローズドキャプションを表示するための情報を到達させ、コード化した映像解説と緊急情報を聴取可能な状態にするものであること。」

(c) 商取引における出荷—コミュニケーション法1934年版第303条 (b) (47 U.S.C. 303 (b)) を以下の通り改正する。

(1) 第1文の「303 (u)」を削除し、「303 (u) および (z)」を付加する。

(2) 第2文を削除し、以下の文言を付加する。「上記規則は、この法律の第303条において求められる、クローズドキャプション対応の映像プログラムを表示するように設計された内蔵型デコーダーの構成回路および機能、映像解説サービスの送信および到達、および緊急情報の伝達について、その性能と表示基準を定めるものとする。」

(3) 第4文において「クローズドキャプションサービスは継続する」を削除し、「クローズドキャプションサービスおよび映像解説サービスは継続する」を付加する。

(d) 施行の規則—連邦通信委員会は、この条項において改正されるコミュニケーション法1934年版の第303 (u) 条、第303 (z) 条および第330 (b) 条の要件を施行するために必要な規則を定めるものとする。そこには、以下の送信に必要とされる技術的基準、プロトコルおよび手順が含まれるものとする。

(1) 第201 (e) (1) 条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから6ヵ月以内に、クローズドキャプションの送信。 および

(2) 第201 (e) (2) 条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、映像解説および緊急情報の送信。

(e) 規則順守の代替手段—コミュニケーション法1934年版第303 (u) 条、第303 (z) 条および第330 (b) 条の要件は、上記条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、サブセクション (d) の規則で定められる手段以外による代替手段を通じて満たすことができる。

#### 第204条 デジタル機器のユーザーインターフェース

(a) 改正—コミュニケーション法1934年版第303条 (47 U.S.C. 303) に、さらなる改正を加え、この法律の第203条で付加したサブセクション (z) の後に以下の新たなサブセクションを付加する。

「(aa) 以下のことを求める。—

(1) 達成可能である場合(第716条において定義される

意味において、音声と同時にデジタル形式で送信される映像プログラムを受信または再生するように設計されたデジタル機器が、インターネットプロトコルを利用してデジタル形式で映像プログラムを受信または再生するように設計されたデジタル機器を含めて、適切に内蔵された機器機能の操作が盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってアクセシブルであり利用可能であるように設計され、開発され、製造されること。ただし、委員会はこの要件を満たすための技術的基準、プロトコル、手順およびその他の技術的要件を指定できないものとする。

- (2) スクリーン上のテキストメニューまたはデジタル機器に搭載されているその他の視覚表示がパラグラフ(1)において記述される機器の特性にアクセスするために使われる場合、その機能は、機器に内蔵または付随する形で音声出力を伴い、上記メニューまたは視覚表示が盲者であるまたは視覚障害のある個人にとってリアルタイムにアクセシブルであり利用可能であるようにすること。
  - (3) パラグラフ(1)および(2)において記述する機能を備える機器について、クローズドキャプションおよび映像解説の特性へのアクセスを、クローズドキャプションまたはアクセシビリティ機能を作動させるように定められたボタン、キーまたはアイコンと合理的に相当する仕組みを通じてなされるように作られていること。 および
  - (4) このサブセクションを適用するにあたり、「機器 (apparatus)」という用語は、委員会規則第76.1200条 (47 CFR 76.1200)において定められるナビゲーション機器を含まないこと。」
- (b) 施行の規則—第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、委員会は、サブセクション(a)による改正を施行するために必要な規則を定めるものとする。
- (c) 規則順守の代替手段—第303(aa)条の要件は、上記条項の要件を満たすものと委員会が認定する場合、サブセクション(b)の規則で定められる手段以外による代替手段を通じて満たすことができる。
- (d) ATSCモバイルDTV基準A/153に関する規則順守の猶予—次世代型テレビジョンシステム委員会のモバイルDTV基準A/153 (Advanced Television Systems Committee's Mobile DTV Standards A/153)を受信または再生するように設計および製造されるデジタル機器は、最終的な規則が連邦官報に告示される日から24ヵ月を越えるまでの間、サブセクション(b)において定める規則の要件を満たすことを求められないものとする。」

第205条 ナビゲーション機器上で提供される映像プログラムのガイドおよびメニューへのアクセス

- (a) 改正—コミュニケーション法1934年版第303条(47 U.S.C. 303)に、さらなる改正を加え、この法律の第204条で付加したサブセクション(aa)の後に以下の新たなサブセクションを付加する。

「(bb) 以下のことを求める。—

- (1) 達成可能である場合 (第716条において定義される意味において)、多チャンネルの映像プログラムを表示または選択するためにナビゲーション機器 (連邦規則集第47編第79.1200条において定義される用語において) によって提供されるスクリーン上のテキストメニューおよびガイドは、盲者であるまたは視覚障害のある個人が必要とする場合に、聴覚によりリアルタイムでアクセシブルであること。ただし、委員会はこの要件を満たすための技術的基準、プロトコル、手順およびその他の技術的要件を指定できないものとする。 および
- (2) クローズドキャプション機能が内蔵される機器について、クローズドキャプション特性へのアクセスがクローズドキャプションまたはアクセシビリティ特性を作動させ

るように定められたボタン、キーまたはアイコンと合理的に相当する仕組みを通じてなされるものであること。ソフトウェアにおいて送信される機器の特性または機能に関して、このサブセクションで定める要件は、そのソフトウェアの製造者に適用されるものとする。ハードウェアにおいて送信される機器の特性または機能に関して、このサブセクションで定める要件は、そのハードウェアの製造者に適用されるものとする。」

(b) 施行の規則—

- (1) 総則—第201(e)(2)条において求められる諮問委員会の報告書が委員会に提出されてから18ヵ月以内に、委員会は、サブセクション(a)による改正を施行するために必要な規則を定めるものとする。
- (2) 免除—上記の規則は、視聴者が20,000人以下であるケーブルシステムについては免除することができる。
- (3) 責任—この条項で付加した要件を順守する責任が発生する対象となるのは、盲者であるまたは視覚障害のある個人が希望する場合に提供するナビゲーション機器に関するものとする。
- (4) 外部の機器またはソフトウェア—

(A) 総則—上記の規則は、コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守するために、盲者であるまたは視覚障害のある個人の希望者に対して、ソフトウェア、外部機器、特別に設定された加入者宅内装置、ネットワークに基づくサービスまたはその他のソリューションを利用することを通じてナビゲーション機器を提供することを認めるものではあるが、強制するものではない。上記の規則は、規則順守の様式選択にあたって最大限のフレキシビリティを供するものとする。

(B) 要件—サブパラグラフ(A)においてコミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守する場合、盲者であるまたは視覚障害のある個人の希望者に対して、ソフトウェア、外部機器、特別に設定された加入者宅内装置、ネットワークに基づくサービスまたはその他のソリューションを利用することを通じてナビゲーション機器を提供するものは、上記の個人に対して追加費用を請求せず、合理的な期間内でそれを行うものとする。そして、そのソフトウェア、機器、装置、サービスまたはソリューションが上記の規則によって求められるアクセスを提供するものとする。

- (5) クローズドキャプションについてのユーザー操作—上記の規則は、ナビゲーション機器を提供する者に対して、(この条項のサブセクション(a)において付加される) コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(2)を順守するための手段の選択について最大限のフレキシビリティを供するものとする。

(6) 段階的施行—

(A) 総則—委員会は、関係者 (affected entities) に対して、

- (i) 上記の規則の適用から2年以内に、(この条項のサブセクション(a)において付加される) コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(2)を順守するサービス機器の配置を求めるものとする。 および
- (ii) 上記の規則の適用から3年以内に、(この条項のサブセクション(a)において付加される) コミュニケーション法1934年版第303条(bb)(1)を順守するサービス機器の配置を求めるものとする。

(B) 適用—上記の規則は、サブパラグラフ(A)において設定される発効日から製造または輸入される機器に適用されるものとする。

第206条 定義

この編において、

- (1) 諮問委員会—「諮問委員会 (Advisory Committee)」とは、第201条において定める諮問委員会のことである。
- (2) 委員長—「委員長 (Chairman)」とは、連邦通信委員長のことである。
- (3) 委員会—「委員会 (Commission)」とは、連邦通信委員会 (Federal Communications Commission) のことである。
- (4) 緊急情報—「緊急情報 (emergency information)」とは、連邦規則集第47編第79.2条において定める用語の意味を持つものである。
- (5) インターネットプロトコル—「インターネットプロトコル (Internet protocol)」とは、伝送制御プロトコル (TCP) およびその後継となるプロトコル、またはインターネットプロトコル技術を含むものである。
- (6) ナビゲーション機器—「ナビゲーション機器 (navigation device)」とは、連邦規則集第47編第76.1200条において定める用語の意味を持つものである。
- (7) 映像解説—「映像解説 (video description)」とは、コミュニケーション法1934年版第713条 (47 U.S.C. 613) において定める用語の意味を持つものである。
- (8) 映像プログラム—「映像プログラム (video programming)」とは、コミュニケーション法1934年版第713条 (47 U.S.C. 613) において定める用語の意味を持つものである。

2010年10月8日承認

# 障害者基本計画(第4次)

平成30年3月

## Ⅲ. 各分野における障害者施策の基本的な方向

### 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

#### 【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

#### (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- 障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。[2-(1)-1]
- 研究開発やニーズ、ICTの発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化<sup>20</sup>を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等<sup>21</sup>の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。特に、WTO政府調達協定の適用を受ける調達等<sup>22</sup>を行うに当たっては、WTO政府調達協定等<sup>23</sup>の定めるところにより、適当な場合には、アクセシビリティに関する国際規格が存在するときは当該国際規格<sup>24</sup>に基づいて技術仕様を定める。[2-(1)-2]
- 国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。[2-(1)-3]
- 障害者に対するIT相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置や障害者がパソコン機器等を使用できるよう支援するパソコンボランティアの養成・派遣の促進等により、障害者のICTの利用及び活用の機会の拡大を図る。[2-(1)-4]
- 聴覚障害者が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。[2-(1)-5]

<sup>20</sup> 日本工業規格等を想定。

<sup>21</sup> ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。

<sup>22</sup> 注釈9を参照。

<sup>23</sup> 注釈10を参照。

<sup>24</sup> 注釈11を参照。

## (2) 情報提供の充実等

- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づく放送事業者への制作費助成、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送<sup>25</sup>、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。[2-(2)-1]
- 聴覚障害者に対して、字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し、手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について、ICTの発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、その整備を促進する。[2-(2)-2]
- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により、民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進し、障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。[2-(2)-3]
- 電子出版は、視覚障害、上肢障害、学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから、新たな技術開発の促進や、電子書店、電子図書館、出版社その他の関係事業者への普及啓発等を通じて、アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに、今後、これらの取組の一層の促進を図る。また、電子出版物の教育における活用を図る。[2-(2)-4]
- 心身障害者用低料第三種郵便については、障害者の社会参加に資する観点から、利用の実態等を踏まえながら、引き続き検討する。[2-(2)-5]

## (3) 意思疎通支援の充実

- 聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳・音声訳を行う者等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させる。[2-(3)-1]
- 情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障害者に対して日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、障害者等と連携してニーズを踏まえた支援機器の開発の促進を図る。[2-(3)-2]
- 意思疎通に困難を抱える人が自分の意思や要求を的確に伝え、正しく理解してもらう

<sup>25</sup> CM番組を含む。

ことを支援するための絵記号等の普及及び理解の促進を図る。[2-(3)-3]

#### (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

- 各府省において、特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、字幕・音声等の適切な活用や、知的障害者、精神障害者等にも分かりやすい情報の提供に努めるなど、多様な障害の特性に応じた配慮を行う。[2-(4)-1]
- 各府省において、障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに、ウェブサイト等で情報提供を行うに当たっては、キーボードのみで操作可能な仕様の採用、動画への字幕や音声解説の付与など、「みんなの公共サイト運用ガイドライン<sup>28</sup>」に即した必要な対応を行う。また、地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上等に向けた取組を促進する。[2-(4)-2]
- 各府省における行政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮したICTを始めとする新たな技術の利活用について検討を行い、利活用が可能なものについては積極的な導入を推進するなど、アクセシビリティに配慮した情報提供に努める。[2-(4)-3]
- 災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう、民間事業者、消防機関、都道府県警察等の協力を得つつ、障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。[2-(4)-4]
- 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努める。[2-(4)-5]

<sup>28</sup> ウェブアクセシビリティ（誰もがウェブサイト等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の維持・向上に向けた公的機関の取組を支援することを目的とした手順書。

平成30年版

# 障害者白書



内閣府

P. 65

# 4 障害者基本計画（第4次）

（平成30年度からの5年間）

（平成30年3月30日閣議決定）

## はじめに

### （我が国におけるこれまでの主な取組）

我が国における障害者施策に関する基本法としての位置付けを有する法律を遡ると、昭和45（1970）年に制定された心身障害者対策基本法（昭和45年法律第84号）に端を発することとなる。同法は、心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的として、心身障害者の福祉に関する施策の基本となる事項等を定めており、心身障害があるため長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者を「心身障害者」と位置付けていた。

平成5（1993）年、同法は障害者基本法（以下「基本法」という。）に改正され、従来の心身障害者に加え、精神障害により長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者についても、新たに「障害者」と位置付けられることとなった。さらに、法の目的も、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に改められた。

その後、平成16（2004）年の改正では、障害者差別等をしてはならない旨が基本的理念として新たに規定されるとともに、中央障害者施策推進協議会が創設された。さらに、多くの障害当事者の参画の下で検討が進められた平成23（2011）年の改正では、平成19（2007）年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約（以下「条約」という。）の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられるとともに、国内において障害者基本計画の実施状況を監視し、勧告を行う機関として、障害者政策委員会が新たに設置された。

この基本法に基づき、平成25（2013）年9月には、「障害者基本計画（第4次）」（以下「本基本計画」という。）の前身に当たる「障害者基本計画（第3次）」（以下「旧基本計画」という。）が閣議決定された。旧基本計画では、各分野に共通する横断的視点として、「障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援」、「当事者本位の総合的な支援」、「障害特性等に配慮した支援」、「アクセシビリティの向上」及び「総合的かつ計画的な取組の推進」の5点が掲げられるとともに、10の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取組が示されており、本基本計画の策定に至るまでの間、障害者政策委員会における実施状況の監視を経ながら、それぞれの施策分野で着実に取組が進められてきた。

### （障害者政策委員会における検討）

旧基本計画の計画期間が平成29（2017）年度をもって満了することを踏まえ、障害者政策委員会において、平成28（2016）年10月以降、本基本計画の策定に向けた精力的な調査審議が行われてきた。

本基本計画の調査審議が開始されるまでの間、障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京オリンピック・パラリンピック」という。）の開催決定、条約の批准、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）の施行等の大きな動きが見られた。障害者政策委員会における調査審議においては、こうした動向も踏まえつつ、本基本計画が旧基本計画から質的な深化を遂げたものとなるよう、障害者施策の大きな方向性や取り組むべき政策課題等について、大局的・俯瞰的見地より議論が行われた。

その結果、計11回にわたる審議を経て、平成30（2018）年2月、「障害者基本計画（第4次）の策定に向けた障害者政策委員会意見」が取りまとめられた。

### （本基本計画の策定）

政府においては、障害者政策委員会の意見に即して本基本計画の案を作成し、パブリックコメントを経て、平成30（2018）年3月に本基本計画を閣議決定した。

### （本基本計画を通じて実現を目指すべき社会）

基本法第1条は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが同法の目的である旨を規定している。

本基本計画は、同法の目的の達成はもちろんのこと、次に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されている。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

付録

索引

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
  - ・2020年東京オリンピック・パラリンピックにおいて、成熟社会における我が国の先進的な取組を世界に示し、世界の範となるべく、女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる社会
  - ・障害者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会
- 本基本計画に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、こうした目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から不断に取組を進めていくことが重要である。

## I 障害者基本計画（第4次）について

### 1. 位置付け

本基本計画は、基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

### 2. 対象期間

本基本計画は、平成30（2018）年度からの5年間を対象とする。

### 3. 構成

本基本計画は、この「I 障害者基本計画（第4次）について」、「II 基本的な考え方」及び「III 各分野における障害者施策の基本的な方向」で構成される。

「II 基本的な考え方」では、本基本計画全体の基本理念及び基本原則を示すとともに、各分野に共通する横断的視点や、施策の円滑な推進に向けた考え方を示している。

「III 各分野における障害者施策の基本的な方向」では、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を11の分野に整理し、それぞれの分野について、本基本計画の対象期間に政府が講ずる施策の基本的な方向を示している。

### 4. 条約との関係

#### (1) 条約の概要

##### ①経緯

平成18（2006）年6月に条約が採択される前から、国際連合（以下「国連」という。）総会では、障害者の人権を促進及び保護すべく、障害者の権利に関する宣言を採択するなど、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、こうした取組にもかかわらず、依然として障害者が人権侵害に直面する状況が指摘されてきたところであり、こうした事態を改善すべく、国際社会において法的拘束力を有する新たな文書を作成する必要性が強く認識されるようになった。

このため、平成13（2001）年12月、第56回国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し、及び促進するための包括的かつ総合的な国際条約を検討するための条約起草委員会が設置された。

その後、平成14（2002）年から計8回にわたり開催された条約起草委員会を経て、平成18（2006）年12月、条約が国連総会で採択され、平成20（2008）年5月、効力発生の要件が整い発効した。

##### ②主な内容

条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めており、障害者に関する初の国際条約に当たる。その主な内容は次のとおりである。

- ・一般原則（障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- ・一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- ・障害者の権利実現のための措置（身体の自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定）
- ・条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置、障害者の権利に関する委員会（以下「障害者権利委員会」という。）における各締約国からの報告の検討）

- 市街地等の生活道路における歩行者等の安全な通行を確保するため、区域（ゾーン）を設定して、最高速度30km/hの区域規制、路側帯の設置・拡幅、物理的デバイス設置等の対策を効果的に組み合わせ、速度抑制や通過交通の抑制・排除を図る。[1-(4)-7]
- 障害者等用駐車区画の適正利用を確保する観点から、多くの地方公共団体において導入されている「パーキングパーミット制度」について、好事例の共有を通じた制度の改善を促進するとともに、制度のメリット等の周知を行う等により未導入の地方公共団体に対する制度の普及促進を図る。[1-(4)-8]
- 高齢者や障害者等も含め、誰もが屋内外でストレスなく自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進を図るため、屋内外シームレスな電子地図や屋内測位環境等の空間情報インフラの整備・活用、移動に資するデータのオープンデータ<sup>19</sup>化等により民間事業者等が多様なサービスを提供できる環境づくりを推進する。[1-(4)-9]
- 上記のほか、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に位置付けられた施策について、具体的な取組を実施する。[1-(4)-10]

## 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

### 【基本的考え方】

障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進する。あわせて、障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る。

### (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

- 障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため、障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等の企画、開発及び提供を促進する。[2-(1)-1]
- 研究開発やニーズ、ICTの発展等を踏まえつつ、情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう、適切な標準化<sup>20</sup>を進めるとともに、必要に応じて国際規格提案を行う。また、各府省における情報通信機器等<sup>21</sup>の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。特に、WTO政府調達協定の適用を受ける調達等<sup>22</sup>を行うに当たっては、WTO政府調達協定等<sup>23</sup>の定めるところにより、適当な場合には、アクセシビリティに関する国際規格が存在するときは当該国際規格<sup>24</sup>に基づいて技術仕様を定める。[2-(1)-2]
- 国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。[2-(1)-3]
- 障害者に対するIT相談等を実施する障害者ITサポートセンターの設置や障害者がパソコン機器等を使用できるよう支援するパソコンボランティアの養成・派遣の促進等により、障害者のICTの利用及び活用の機会の拡大を図る。[2-(1)-4]
- 聴覚障害者が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。[2-(1)-5]

### (2) 情報提供の充実等

- 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づく放送事業者への制作費助成、「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」に基づく取組等の実施・強化により、字幕放送<sup>25</sup>、解説放送、手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。[2-(2)-1]

<sup>19</sup> 機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。

<sup>20</sup> 日本工業規格等を想定。

<sup>21</sup> ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。

<sup>22</sup> 注釈9を参照。

<sup>23</sup> 注釈10を参照。

<sup>24</sup> 注釈11を参照。

<sup>25</sup> CM番組を含む。

## 報告

部会名：東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ協議会

日時：2015年6月 ～ 2016年6月

場所：組織委員会虎ノ門オフィス

2015年6月より、国際パラリンピック委員会規定のアクセシビリティガイド（以後、IPCガイド）を基にした2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会のためのガイドラインを検討する部会が内閣府に設置され、何回か会合が開かれた。IPCガイドに記載されていた電話リレーサービスの必要性を主張したが、外されてしまった。

### I. 【背景】

2015年6月より、IPCガイドを東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたアクセシビリティ・ガイドライン（2017年3月24日時点で、Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインとして一般公開された）として利用するための作業3部会が設置され、具体的な検討が開始された。

設置された作業部会は、次のとおりである。

部会	作業部会	主な検討対象項目
建築部会 ①	「構造物・住設機器」作業部会	通路の床材、手すり、ドアのハンドル、照度、エレベーター内の設備、浴室・洗面所、補助犬トイレ、受付等のサービス・カウンター等の技術仕様
	「交通・アクセス」部会 ②	バス等の車両、停留所、及び視覚障害者向け誘導ブロック等道路上の敷設物の技術仕様
交通・アクセス部会 ③ ④ ⑤ ⑥	「鉄道輸送」作業部会	鉄道車両及び駅の技術仕様
	「航空輸送」作業部会	航空機及び空港の技術仕様
	「海上輸送」作業部会	旅客船及び港湾の技術仕様
コミュニケーション・サービス部会 ⑥ ⑦ ⑧	「情報発信・標識」作業部会	組織委員会による刊行物・ウェブサイト等の情報発信、電話・ネット等の利用環境、標識・サイネージ、補聴支援機器、非常時通報等の要件 (ピクトグラム等のデザインの検討を除く)
	「宿泊施設」作業部会	アクセス可能なホテル等の客室、選手村を含む宿泊施設内のアクセシブルなサービス等に関する要件
	「接遇・心のバリアフリー」作業部会	大会スタッフ向け障がい者との接遇トレーニングの要件／接遇・心のバリアフリーに関する交通、流通、外食、教育の各業界への展開方法の検討

参考資料：電話リレーサービスについて触れている部分を引用  
【IPC ガイドを基にした翻訳版のアクセシビリティガイド（日本語版）】

アクセシブルでインクルーシブな環境の受益者

「聴覚障がい者には、手話通訳、TTY/TDD\*機能付き電話サービスなどが役にたつろう者（機能レベルでは聞き取れず、場合によっては手話を用いる）が含まれる。しかし、このグループの大部分は、ある程度聴くことのできる難聴者で、補聴器・磁気誘導ループシステム・受動型赤外線システムなどの補聴援助機器が役にたつ。」

\*TTY/TDD とは、「Tele Type Writer/Telecommunication Device for the Deaf」の略語で、電話機にキーボードが付帯し文字による対話が可能装置や、手話通訳者を介して音声・文字情報で電話を使ったコミュニケーションを実現する仕組みなどのこと。

#### ⑥ ● 公衆電話とインターネット環境

「それぞれの有料/公衆電話エリアには、聴覚障がい者または難聴者のために、少なくとも1台は TTY（TDD）を設置しておく必要がある。」

#### ④ ● 航空輸送手段 情報/コミュニケーション

「フライトスケジュールや航路情報の拡大印刷版及び音声版を提供する。難聴者またはろう者のために TDD 電話リレーサービスを提供する。ウェブサイトが W3C のアクセシビリティ基準を遵守しているようにする。」

#### ⑥ ● 海上輸送機関 情報/コミュニケーション

「スケジュールやルート情報の拡大印刷版及び音声版を提供する。難聴者またはろう者のために TDD 電話リレーサービスを提供する。ウェブサイトが W3C のアクセシビリティ基準を遵守しているようにする。」

#### ③ ● 非競技会場 アクセシブルなターミナル施設の特徴

④ 「ターミナル職員とつながる TTY 専用番号と TTY（TDD）電話」

⑤ 「公衆電話エリアでは、少なくとも1台には、長時間立っているのが難しい人や TTY（TDD）機能を利用する人のために、座席を設ける。」

#### ⑥ ● テクノロジー アクセシビリティ対応策

「アクセシブルな電話ボックス及びキー入力機能付きの電話（TDD）」

#### ② ● アクセシブルな交通機関の運営 コミュニケーション手段

③ 「アクセシブルなウェブサイト、専用電話などのコミュニケーション手段を開発する。ウェブサイトについては W3C ガイドラインの遵守について確認・評価を行い、TTY

などを利用可能にすることで電話オペレータが聴覚障がい者からの通話に対応できるようにする必要がある。」

#### ⑥ ● +情報提供 インクルーシブな情報配信の特徴

「TTY (TDD) 機能の付いた専用電話をメインレセプション、業務センター及び必要に応じてその他センターに設置」

#### ⑥ ● 観光情報

##### 基本原則

視覚・聴覚障がいや知的障がいのある人々を含め、社会のだれもが、一般公開されている全ての情報にアクセスする権利がある。視覚や聴覚に障がいのある人は支援がないという理由から、頻繁に、観光プログラムや観光促進の対象から排除されている。現実、バーチャルいずれであっても、観光情報や情報施設（観光案内所など）は、障がい者もアクセスできるものでなければならない。大会期間中、障がい者が情報に基づいて計画を立て、決定できるよう、アクセシブルな観光情報は早くから利用可能な状態にしておくことが重要な事柄である。

##### 障がい者のための観光情報

障がい者に十分な大会体験をもたらすのに必要な情報の提供方法として、全ての公開イベントにおける適切な手話通訳サービス、一般に配布する全ての刊行資料に対する代替形式の確保、また TTY 機能の付いた専用電話サービスなどがある。」

##### インクルーシブな観光情報方針の特徴

TTY (TDD) 機能の付いた専用電話を、イベント主催者、情報センター、チケット売り場、及び必要に応じてその他主要な観光関連組織に設置

#### ⑥ ● 観光（ツアーと観光スポット）

##### 基本原則

開催都市の主要観光スポットを訪れることは、来訪者の開催都市体験における重要な部分である。観光地が、すべての来訪者と開催都市の市民にとって、アクセシブルであることが重要である。近年、例えばアテネのアクロポリスや中国の万里の長城など、人類の貴重な遺跡が、パラリンピック大会開催を契機にアクセシブルに改善されている。

アクセス戦略は、障がい者にとっての様々なバリアの全てを洗い出すため、地元障がい者団体や関連組織の直接的な関与を得て、アクセス専門家による施設やサービスのアクセス検証を策定することから始まる。検証によって得られたバリア情報を基に、事業者は、アクセスに係わる問題を取り除くか少なくとも最小限に止めるため、費用対効果の高い、財政的に可能な方法を探し出すことができる。

##### インクルーシブな観光ツアーとアトラクションの特徴

TTY (TDD) 機能の付いた専用電話を、イベント主催者、情報センター、チケット売り場、及び必要に応じてその他主要な観光関連組織に設置

⑥ ● アトラクション、屋内スペース アクセシブルなアトラクションと屋内スペースの特

徴

「公衆電話エリアには、少なくとも1台 TTY (TDD) サービス付き電話を設置」

※補足

公益社団法人日本障がい者スポーツ協会 日本パラリンピック委員会が英語版を翻訳した  
「アクセシビリティガイド (※IPC ガイド) 日本語版より」

※<http://www.jsad.or.jp/paralympic/what/data.html>

(2013年6月発行の原本を翻訳したもの)

## 電話リレーサービス 制度化に向けた提言

発行 一般財団法人全日本ろうあ連盟

(本部事務所) 〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階

電話：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445

<http://www.jfd.or.jp/>

2019年4月発行